

令和6年

三重県議会定例会会議録

(3 月 6 日)
(第 8 号)

令和6年

三重県議会定例会会議録

第8号

○令和6年3月6日（水曜日）

議事日程（第8号）

令和6年3月6日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第61号から議案第86号まで
〔委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第61号から議案第86号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名			
1	番	荊原	広樹	
2	番	伊藤	雅慶	
3	番	世古	明	
4	番	龍神	啓介	
5	番	辻内	裕也	
6	番	松浦	慶子	
7	番	吉田	紋華	
8	番	芳野	正英	

9	番	川	口	円
10	番	喜	田	健 児
11	番	中	瀬	信 之
12	番	平	畑	武
13	番	中	瀬古	初 美
14	番	廣		耕太郎
15	番	石	垣	智 矢
16	番	山	崎	博
17	番	野	村	保 夫
18	番	田	中	祐 治
19	番	倉	本	崇 弘
20	番	山	内	道 明
21	番	稻	森	稔 尚
22	番	下	野	幸 助
23	番	田	中	智 也
24	番	藤	根	正 典
25	番	小	島	智 子
26	番	森	野	真 治
27	番	杉	本	熊 野
28	番	藤	田	宜 三
29	番	野	口	正 生
30	番	石	田	成 生
31	番	村	林	聡 人
32	番	小	林	正 栄
33	番	谷	川	孝 豊
34	番	東		隆 尚
35	番	長	田	隆 尚
36	番	今	井	智 広

37	番	稲垣	昭義
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	服部	富男
42	番	津田	健児
43	番	中嶋	年規
44	番	青木	謙順
45	番	中森	博文
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野	吉雄
書記（事務局次長）	西塔	裕行
書記（議事課長）	中村	晃康
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐竹	宴
書記（議事課主幹兼係長）	大西	功夏
書記（議事課主査）	西村	大輔

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
副知事	廣田	恵子
副知事	服部	浩
危機管理統括監	野呂	幸利
総務部長	更屋	英洋
政策企画部長	後田	和也

地域連携・交通部長	清 水 英 彦
防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枡 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員長	村 田 典 子
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之

人事委員会委員
人事委員会事務局長

北 岡 寛 之
天 野 圭 子

選挙管理委員会委員長

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。3番 世古 明議員。

〔3番 世古 明議員登壇・拍手〕

○3番（世古 明） おはようございます。会派新政みえ、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の世古明でございます。

昨年の4月の選挙で多くの皆様のお力添えを得て、この県議会で働かせていただくことになりました。そのことに感謝しつつ、一般質問をさせていただきたいと思っております。

早いもので、ほぼ1年がたとうとしており、初々しさは薄れてきておりますが、初の一般質問ということで、大変緊張しております。緊張しながら精いっぱい一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1月1日、石川県能登半島で地震が発生し、広範な地域で甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

今日、私の質問は、6項目でありますけど、1点目は中小企業・小規模企業への支援についてであります。

中小企業は、我が国の企業のうち、99%を占め、雇用の約70%を占めております。昨今の中小企業・小規模企業に目を向けてみると、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、売上高は、新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻りつつありますが、業種によっては、引き続き厳しいところもあります。

私の知っている企業では、今でも、2日から4日、操業を停止しているところもあります。また、住宅関連の会社では、物価高騰により、仕事が激減したと聞きました。

今回の議会でも、防災のことは質問されておりますけど、家を建てるにしても、坪当たりの単価が上がったり、その前に、耐震診断をして、次、壊すことになるんですけど、壊すのにもだんだん費用が高くなってきております。自治体によっては、補助をしておりますけど、なかなかそれでも家を壊して建てるという雰囲気ではないので、住宅関連のところは非常に厳しいと聞いております。

また、中小企業の中でも、製造業に目を向けてみると、日本の製造業の強みは、良質な製品を安定して供給する中小企業で構成するサプライチェーンで成り立っております。その中小企業が、現在、エネルギー価格、原材料費、労務費の上昇を吸収できず、収益が圧迫されています。

中小企業・小規模企業の収益を圧迫している要因として、物価高騰や労務費等の上昇分を取引価格に転嫁しにくく、転嫁することができていないことがありました。

まさに今、春闘が大詰めを迎えようとしていますが、賃金や賞与について、労使で話し合っ決めてられるところもあります。ただ、全ての中小企業が労使交渉によって、賃金や賞与を決めているわけではありません。賃金や賞与の決め方は違いますが、共通しているのは、企業業績を踏まえて決めるわけでございます。物価高騰や労務費等の上昇分を、取引価格に転嫁できるかで

きないかは、企業業績に大きく影響いたします。

そのような状況を踏まえ、国においては、令和5年11月に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針が示されました。

私は、労務費、原材料費、エネルギー価格の上昇分を適切に価格転嫁できる機運を醸成するとともに、企業収益の拡大を支援し、賃上げにつなげることで、地域経済の活性化を図らなければいけないと考えております。

そこで質問させていただきます。

国の動向も踏まえ、物価や労務費等が上昇する中、中小企業・小規模企業が、適切な価格転嫁を進めていく支援について、県の取組をお聞かせください。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

成長と分配の好循環を生み出し、持続的な賃上げを実現していくためには、価格転嫁が適切に行われることが大変重要であると考えております。

昨年実施いたしました県内事業者への調査では、一定以上価格転嫁ができたと回答した県内企業の割合が55.1%であった一方、あまり転嫁できていない、全くできていないと回答した割合も合わせて43%ございました。

その中で、多少なりとも転嫁できた理由としては、原価を示して価格交渉したと回答した割合が46.9%を占めておるところでございます。

また、国が実施した調査によりますと、原材料費については上昇したコストの45.4%が価格転嫁されているのに対し、エネルギー価格は33.6%、労務費は36.7%の転嫁にとどまっております。

こうしたことから、エネルギー価格や労務費も含め、必要なコストを示して価格交渉することが、適切な価格転嫁を進めるには重要と考えておるところでございます。

そのため、本県独自の取組として、10月補正予算により三重県信用保証協会に、取引適正化に関するサポート窓口を開設いたしまして、3名のコーディネーターによる伴走支援を行っております。

1月末までに38者から相談を受け、このうち18者に対して専門家を派遣して、エネルギー価格や労務費も含めた原価計算手法の習得支援を行い、適切な価格転嫁へつなげているところでございます。

引き続き、こうした伴走支援や専門家派遣に取り組むとともに、今後さらに支援事例のデータベースを作成いたしまして、ホームページ等を通じて公開していくことで、取引価格適正化の実現に至った事例等の横展開を図っていきたいと考えております。

また、実効性の高い価格転嫁の促進には、発注者、受注者の双方の理解が不可欠と考えます。

これまでも様々な機会を利用して、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守等を宣言するパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大に向けた働きかけ等を行ってまいりましたが、このような取組を今後より一層強化していくことが重要と考えておるところでございます。

このため、中小企業・小規模企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、経済団体や労働団体、国の機関等の関係機関とより一層連携し、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

私もものづくりの製造会社で働いていたわけで、十五、六年前を振り返ってみますと、その当時も原材料費というのが上がってきました。当時は、原材料費の高騰というか、上がった分をどのように製品の売価に転嫁するかというのは非常に難しかったんですけど、今はむしろ、原材料費については、認められてきているのではないかなと思いますし、今、適切な価格転嫁への流れは来ているのではないかなと、私は思っています。

国のほうもそこに目を向けて、政策を打とうとしております。

そういうことでありますので、県の役割として、価格転嫁しやすい環境づくり、機運の醸成に努めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

たします。

次の質問に入ります。

令和7年に、第44回全国豊かな海づくり大会が志摩市、南伊勢町で開催されます。

全国豊かな海づくり大会は、四大行幸啓の一つであります。

令和6年度予算においても、全国豊かな海づくり大会関連予算が計上されております。大会の成功に向けて、県民一体となって取り組めるよう、よろしくお願いいたします。

大会に向けてはそれでよいと思うんですけど、現在、三重県の海である伊勢湾の状況はどうなっているのか。少し過去も振り返りながらお聞きしたいと思えます。

伊勢湾は1970年代の高度経済成長期、産業の集中により水質が悪化しました。昭和53年に水質汚濁防止法が改正され、三重県においては昭和55年に、第1次水質総量削減計画が策定され、現在は、令和4年10月に策定された、第9次水質総量削減計画の下、きれいで豊かな海の実現に向けて取り組まれております。

これまでの取組により、水の汚れを示す指標の一つでありますCODについては改善傾向にあり、伊勢湾内の赤潮発生件数も減少傾向にあります。

しかし、一方では、広範囲で長期間にわたり貧酸素水塊が発生し、その規模は拡大傾向にあります。

また、伊勢湾内の漁獲量につきましては年々減少してきており、伊勢地域のアサリ、鳥羽地域のカキなど、漁業者の経営に影響が出てきております。

第9次水質総量削減計画では、環境基準の達成と生物生産性、生物多様性とが調和、両立した、きれいで豊かな海の実現に向けて、従来の水質保全に加え、環境生活部、農林水産部、県土整備部の連携で、生物生息環境の保全再生、水産資源の持続的な利用と確保に配慮した取組が進められています。

そこで、質問させていただきます。

第9次水質総量削減計画の策定から、約1年半が経過しようとしています。

きれいで豊かな海の実現に向けた3部連携した取組の進捗状況についてお答えください。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） それでは、きれいで豊かな海の実現に向けた3部連携の取組についてお答えいたします。

伊勢湾では、議員に御紹介いただきましたとおり、これまでの取組によりまして、赤潮の発生が減少傾向にあるなど、水質の改善が見られています。

一方で、栄養塩類の減少や生物生息場となる藻場干潟の減少などにより、海域における生物生産性と多様性が低下していることから、海の豊かさの重要性が指摘されているようになっていきます。

このため、良好な水質と豊かな生物生産性、生物多様性とが調和、両立した、きれいで豊かな伊勢湾の実現に向け、庁内に三重県きれいで豊かな海協議会を設置し、農林水産部、県土整備部との連携の下、総合的な水環境改善対策に取り組んでおります。

取組の一つである流域下水処理場の栄養塩類管理運転の試行につきましては、本年度も令和5年10月から令和6年3月の間に実施しておりまして、併せて、効果検証のための調査を行っているところでございます。

また、海の豊かさに関する現状と課題につきまして、国と意見交換を行うなど、県は、学識経験者、国の関係機関などとも情報共有を図っているところでございます。

きれいで豊かな伊勢湾の実現に向けては、息の長い取組が必要と考えておりますので、今後も引き続き、3部でしっかりと連携して取組を進めてまいります。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

しっかりと3部連携して進めていただきたいと思います。

冒頭に、豊かな海づくり大会開催の話をしていただきましたが、豊かな海づくり大会開催の開催県を調べてみますと、海のない岐阜県でも開催して

おりました。なぜかという、岐阜県の開催理由の一つとして、森林が海の生物を育てることがあったと聞いております。だから海のない岐阜県でも、森林をたくさん持っているので、豊かな海づくりについてはするべきであろうということも一説ありまして、開催されたと聞きました。

森の栄養が、海の生物を育て、森が消えれば海も死ぬとも言われております。今後はその辺りも調べまして、またここで議論させてもらえればと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

先ほどは、きれいで豊かな海の実現に向けて、中長期的な取組についてお聞きしました。話の中でも出ましたが、伊勢湾における漁業において、伊勢のアサリ、鳥羽のカキ、現在非常に厳しい状況が続いております。

十数年前でしたら、ゴールデンウィーク頃になると、伊勢のほうでも、潮干狩りの人でたくさん浜辺でにぎわいを見せておりましたが、最近は潮干狩り禁止の状態が続いております。今まで様々な取組をされていると思いますが、まだ回復には至っていないのが現状だと思います。引き続き、様々な取組を進めていく必要があると思います。

少し、映写資料を御覧ください。（パネルを示す）上のグラフは、昭和40年から令和4年までのアサリの漁獲量を表しています。下のグラフは直近10年間の推移を表しております。

次の映写資料を御覧ください。（パネルを示す）上のグラフは、昭和45年から令和3年までのハマグリ漁獲量を表しています。下のグラフは、直近10年間の推移を表しています。

ハマグリは、漁獲量が極めて少ない状況が長く続いたわけですけど、回復の兆しが見られたことから、特に伊勢湾南部地域では、アサリに代わる漁獲物として期待しましたが、今は減少傾向になっております。

桑名のハマグリは有名ですが、桑名地域では、漁業関係者によるハマグリ稚貝放流など、自主的な取組が進められております。県に対して新たな取組が求められております。

そこで、農林水産部長にお聞きします。

伊勢湾におけるアサリの資源回復にどのように取り組んでいるか。また、新たな取組が求められている資源回復に向けて、どのように取り組んでいるのか、併せてお答えください。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 伊勢湾におけるアサリ、ハマグリ資源回復について御質問をいただきました。

まず、アサリについてですけれども、伊勢湾におけるアサリの資源の減少は、これまでに水産研究所が行った調査結果から、集中豪雨による河口域の淡水化や貧酸素水塊の発生、生息場所となります干潟・浅場の減少、強い波による流出に起因すると考えられております。

このため県では、アサリの資源回復に向けまして、淡水化が起こる河口域や、貧酸素水塊の影響を受ける深い水深からアサリを移動させる漁業者の取組を支援してまいりました。

生息場所となる干潟・浅場の造成にも取り組んでおりまして、令和4年度からは新たに、強い波による稚貝の流出を防ぐ効果がある砕石を用いた工法により造成面積の拡大を図っております。

また、三重県水産振興事業団と連携して、稚貝の生産と育成の技術の開発を進めており、生産した稚貝を干潟・浅場に放流することで、資源の回復を早めていきたいと考えております。

一方、ハマグリについてですけれども、県では、国の研究への参画を通じて、稚貝の基礎的な生産技術の習得、稚貝の育成や放流に関する知見の収集に取り組んでおります。また、県独自で、生産に必要な施設の整備を進めてきたところです。

令和6年度からは、新たに、水産振興事業団と連携して、大規模な稚貝の生産と育成技術の開発に取り組み、効果的な放流につなげることで、アサリと同様に、積極的な資源回復を図っていきたいと考えております。

今後もきれいで豊かな海の実現に向けて、関係者が一体となって取り組む

ことで、伊勢湾の重要な漁獲物であるアサリ、ハマグリ資源回復につなげてまいります。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

県においては、水産研究所などで調査研究を進められていると思います。また、民間事業者においても、アサリの天然採苗方法を研究、また実践しているところもありますし、海の森づくりに取り組まれている企業もございません。

私としましても、様々な取組について調査研究し、厳しい状況にある漁業者への支援に少しでもつながればと考えておりますので、県のほうもよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。獣害対策についてお聞きします。

獣害対策については、同じ会派の伊藤議員が、12月に一般質問され、詳しく聞いてもらったところでありますけど、私も獣害対策については、伊勢市議会議員になったときから取り組んでいる課題でありますので、少し聞かせていただきます。

平成19年に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定され、以降、獣害対策は急激に進んだと思っております。

私が獣害に取り組んだ頃、県におきましても、獣害対策課が設置され、当時は市議会議員でありましたが、県の獣害対策課に獣害対策について聞きに来た覚えがございます。

また、当時、伊勢市の職員はもとより、県の農業改良普及センターの方など、地域に来ていただき、ワークショップ、現地の対策実施など、地域、行政が一体となって取組を進めることができました。

獣害対策としては、侵入防止柵の設置、放任果樹の撤去、追い払い活動の実施、捕獲など、様々な対策を講じまして、おかげで獣害被害額は減少してきました。これまでの県の取組を評価いたします。

しかし、私は課題もあると思っております。その一つが、侵入防止柵の維持

更新であります。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）三重県における侵入防止柵の年次別の整備量を表したグラフでございます。平成21年から平成26年にかけて、整備量の4分の3に当たる量を整備しています。

侵入防止柵については、ワイヤーメッシュ等の金属柵が主流であります。金属柵の耐用年数は14年と言われております。設置時に比べ、営農や被害の状況が変化していることも多く、また今後、耐用年数を迎える金属柵が多数あることから、現在の地域の実情に合わせた侵入防止柵の更新を図っていく必要があると思っております。

そこで、農林水産部長にお聞きします。

獣害対策で設置している侵入防止柵の維持、更新に向けて、どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 侵入防止柵の維持、更新に向けた取組について御答弁申し上げます。

県では、野生鳥獣による被害の減少を図るため、市町、JA、猟友会などで構成します獣害対策協議会と連携しながら、国の交付金を活用して、侵入防止柵の整備を進めてまいりました。

県内における柵の整備延長は、令和4年度末時点で、累計で約2400キロメートルとなっております。捕獲などの取組と合わせることで、令和4年度の農業の被害金額は、ピークであった平成23年度に比べて約3割にまで減少しております。

しかしながら、議員からも御紹介がありましたように、県内の柵は、整備後10年以上経過したものが多く、老朽化が進み、機能が低下しております。また、時間の経過とともに、被害を受ける場所や集落の営農状況が変わる場合もあることから、地域の実情に応じた補修や補強、更新が必要となっております。

このため県では、地域の獣害対策協議会と連携して、柵の長寿命化に向け

て、定期的な点検など維持管理に必要な体制づくりや、地域住民による柵の補強、補修技術の習得支援に取り組んでおります。

また、柵の更新を希望される地域に対しましては、計画の段階から丁寧な事業説明を行っておりまして、国の交付金を活用して、現在の被害状況や今後の営農計画に合わせた整備が進むよう取り組んでいるところです。

今後も引き続き、地域の要望に沿った侵入防止柵の維持、更新を着実に進めることで、野生鳥獣による被害減少につなげてまいります。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

今後は、市町を通じて侵入防止柵の更新に、相談とか要望があると思えますけど、地域の事情も考慮した対応をお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

インバウンド誘客の取組についてであります。

ある旅行会社の予測でありますけど、2024年は、訪日客数はコロナ禍前の2019年を上回り、過去最高になるのではないかと予想されております。

知事は、1月にタイを訪問されました。

その際、三重県とタイ旅行業協会とで、タイから三重県へのインセンティブツアーと高付加価値旅行を中心とした旅行者の増加を図るとともに、両地域の観光産業の発展に資する取組に係る互恵的な協力に関する覚書を締結するなど、タイからの誘客拡大に向けてトップセールスをされました。

私が思うところですけど、それらは三重県の観光産業が地域経済に貢献し、三重県全体が発展しなければならないと思います。知事はそのためのまず種まきをされたのかなと思っております。今後は、種から芽を出して、そして花を咲かす必要があると思います。

インバウンド誘客に向けた知事のトップセールスについてのお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 観光産業は、単なる遊びということではなくて、地域の

経済を活性化させるために何より必要だということは、類似の答弁で申し上げました。

例えば雇用で言いますと、1億円の観光消費額に対して12.4人の雇用が生み出されるということも、計算上ですが、言われておりますし、それから、1人の定住人口、この消費額、消費額だけですよ、やっぱり人が住んでいただくって物すごく大事なので消費額だけでは語れないんですけど、消費額で言いますと、外国人旅行者が8人来ていただくと、1人定住されている方が消費をする額に相当するお金を使われるというふうなんです。

これから人口がどんどん減っていく中で、やっぱり交流人口を増やして、地域の経済を活性化することが重要です。

その中でも、特にインバウンド誘客が重要でありまして、なぜなら、日本中の人口はこれから減っていくわけですから、大都会から三重県に遊びに来てほしい、こういうこともしっかりやっていきますけれども、それに加えて、目を外国にも向けて、多くの旅行者に来てもらう必要があります。

令和5年、おっしゃるように恐らくコロナ禍前の令和元年と比較して、令和5年で1.1%減まで回復をしています。これ年度で言うと、恐らく、超えていく。コロナ禍は大分収まってきていますので、コロナ禍前を超える外国人観光客になると思います。

ただ、令和5年、これ暦年ですけど、三重県は、これまだ数字は確定をしておりません。これから精査は必要なんですけど、3大都市圏では、プラス13.6%と、令和5年で、もう既にコロナ禍前を上回っておるんですね。近隣地域は、そんなに増えていません。地方部は25.9%、まだ減っているんですよ、コロナ禍前より。ほんで三重県はどうかというと、50%減っているということで、回復はかなり遅れています。

これ、今要因分析もしていますが、一つは中部国際空港の国際便が、復便が遅れているということ。これに関しては、私、先ほど御質問いただきました、タイに行って、タイ航空や、あるいは新規の航空会社に就航をお願いしました。復便をお願いしてきたところでもあります。

それからもう一つは、今まで外国人という意味では、中国に依存し過ぎていた。要するに、インバウンドの国別の戦略ということが、しっかりできていなかったというところが大きなポイントであります。

中国に依存するのは悪い話ではないんですけども、国の考え方によって中国の観光客は変わってきます。文化旅游部に対して共産党が指示をしますので、それは分かっていたんです。三重県はひょっとしたら分かっていたのかもしれないということと、それから、あとは、何しろ一本足打法では駄目なんですよ。多くの国に対してセールスをかけていかないかん。そのときに、御質問いただいたやっぱり知事のトップセールスというのは重要であります。

種まき、おっしゃるとおり種まきであります。種まきであると同時に、割とインパクトの大きい種まきであると思っています。

私が行かんと、やっぱり会えやん人というのもおるわけありますので、そういうところにあつて、三重県のよさというのを伝える、それから本気度というのも伝えるということで、今回、タイに出張に1月行ってきましたけど、そのときにはタイの旅行業協会、これ900社以上の現地の旅行会社が加盟をしているところございまして、そことインセンティブツアーと高付加価値旅行を中心とした送客についての覚書を結んでまいりました。既に動き始めてくれています。

それから、観光セミナーもやってまいりました。私自ら訴えをしてきました。

そのとき、かなり雪、三重県の雪ですね。三重県に雪があるとあんまり思われていないんですけど、御在所は樹氷があつたりして、きれいなところもあるんです。それについての関心は高かったと思いますし、それから、熊野古道に関する関心も非常に高かったです。なかなか行きにくい世界遺産ですねって、それだけで行ってみたいという声があります。

タイは、実はリピーター、これ、重要でありまして、2023年の統計で見ますと、リピーター率が77%、一番高いのは台湾とか香港、これが、台湾が

88%、香港92%、高いんですけど、割とリピーターが来ます。

リピーターが来るということは、いわゆる大阪から東京のゴールデンルートと言われているところ以外のところに行ってみたいという気持ちが物すごく強いわけでありまして、そういう意味では、熊野古道とか、御在所とか、やっぱりそこで勝負ができると思っているわけでございます。

これからも、インセンティブの旅行を含めて、もちろん県産品の売り込みもやっていきますけれども、知事として、外国に行って売り込みをして、おっしゃるように種をまいて、その芽が出てくるということまでやっぱり見届けていきたいと思っています。

現に、タイに関して言うと、商談会に参加してくださった事業者の方で、もう2社において団体ツアーとか、宿泊の予約が入り始めているということでございますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 知事、答弁ありがとうございました。

お忙しいとは思いますが、トップセールスのほう、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

高付加価値旅行者層の誘致に向けた取組について聞かせていただきます。

インバウンド誘客に関しましては、昨年6月にこの議場で山本議員が質問をされており、その中で、国が高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援等を行う、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地に伊勢志摩が選ばれました。また、周辺地域への県としての取組についても、観光部長から答弁がされました。

令和6年度当初予算においても、高付加価値旅行者層の誘致に関する取組として、誘致促進事業などから、観光客受入環境整備事業であるとか、新規事業として、みえの風土を活用した観光推進事業、また、高付加価値旅行者層誘致促進事業の予算が計上されております。

さらに、現在提出されております令和6年度から令和8年度を計画期間と

する三重県観光振興基本計画においても、海外の高付加価値旅行者の観光消費額を高めていくためには、海外の高付加価値旅行者に選ばれる地域づくりが必要とされております。今後、様々な取組を進められることと思っております。

そこで質問をさせていただきます。

海外からの高付加価値旅行者層の誘致に向けて、令和6年度予算で計上されている事業、加えて、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」に選ばれた地域との取組について、どのように取り組まれていくのかお考えをお聞かせください。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） それでは、高付加価値旅行者層の誘致に向けた今後の取組についてお答えいたします。

令和元年の数字なんですけれども、日本に訪問される海外の旅行者のうち、高付加価値旅行者は、訪日旅行者全体の約1%にすぎませんが、消費額の面では、全体として11.5%を占めるということで、その経済効果は非常に高いということで、国の観光立国推進基本計画におきましても、今後のインバウンド戦略において、高付加価値旅行者層の誘致は大変重要なものだということとなっております。

一方、これらの旅行者は、実は大都市圏での滞在消費が中心になっておりまして、三重県をはじめといたします地方部での滞在は極めて少ないというのが今の状況にはございます。

このような状況を踏まえまして、議員からもお話いただきましたが、今議会に提出いたしております三重県観光振興基本計画におきましては、観光の質の向上による高付加価値化を取り組むべき戦略の一つとして位置づけておりまして、今後、この旅行者の方から選ばれる観光基盤の充実であったり、旅行体験の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

令和6年度につきましては、観光地におけます受入れ環境の整備に向けた取組といたしまして、上質な宿泊施設の適地調査であったり、デベロッパー等の現地視察の誘致に取り組むほか、ヘリコプターを活用いたしましたツ

アー作成の実証事業を実施してまいります。

また、高い外国語能力であったり、地域の歴史・文化等に関する幅広い知識をお持ちになる観光ガイドの育成に取り組むほか、地域の自然を生かしましたアドベンチャートラベルにつつまして、本県が今後取り組むべき方向性について調査をしてまいります。

さらに、誘客に向けたプロモーションの取組といたしまして、これまで実施してきました高付加価値旅行者層をお客さんに持つ旅行会社を対象とした欧米での商談会に直接出展し、ファミトリップなどに加えまして、三重県が強みを有する市場を中心に、営業代理人を新たに設置するなど、旅行会社との関係性のさらなる強化に取り組んでまいります。

これに加えまして、議員からも御紹介いただきました、昨年3月に、国の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」のモデル観光地に、三重県の伊勢志摩及び周辺地域が指定されております。現在、国の直接支援を受けておるところでございますが、この伊勢志摩観光コンベンション機構を中心とした取組を、私ども県の取組と連携をしっかりと図りつつ、同じく、隣県になりますが、国のモデル観光地に選定されました奈良県、和歌山県、とも一体となって連携し、紀伊半島一帯を周遊します環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

初めにも言いましたが、今年の訪日客数は過去最高になると予想されておりますので、このチャンスをしっかりとつかまえる取組をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

太平洋岸自転車道の振興についてであります。

太平洋岸自転車道は、千葉県から和歌山県までの太平洋岸を結ぶ総延長1487キロメートルの自転車道として、2021年にナショナルサイクルルートに指定されました。

ナショナルサイクルルートには、令和元年につくば霞ヶ浦りんりんロード、琵琶湖一周のビワイチ、しまなみ海道のサイクリングロードが指定され、令和3年に北海道のトカプチ400、富山湾岸サイクリングコース、そして太平洋岸自転車道、6か所が指定されております。

少し映写資料を御覧ください。（パネルを示す）これが、太平洋岸自転車道の三重県ルートでございます。

私の家の近くにも太平洋岸自転車道の三重県ルートが通っておりまして、このサイクリングマップの伊勢志摩版では、見どころとして記載されております。来月の中旬以降には、きれいな花畑のスポットとなる予定でございます。

次に、また、映写資料を御覧ください。（パネルを示す）道路のルートを示す青い看板が設置されたり、青い矢の形のペイントがされています。左の写真が矢羽根です。そして、真ん中の写真が、案内看板です。右の写真が注意喚起看板です。

青い矢の形のペイントが矢羽根と言われることや、太平洋岸自転車道を示す案内看板も、次第に地域の住民の皆様には浸透しつつあると思いますが、中には、矢羽根がどういった意味を持つのかとか、案内看板は何をお知らせしているのかなどを明確に知らない人もおります。

私のほうにも、あれは何やという声も、ちよくちよく聞くわけですけど、太平洋岸自転車道そのものの路面表示、案内看板については、これからもより一層浸透させていくことが課題ではないかと思っております。

そこで質問をさせていただきます。

まず、ハード面での整備という観点から、サイクリストが走りやすいサイクリングルートであるために、自転車が走る道路の適切な維持管理を行い、自転車の走行安定性を確保することが重要だと考えますが、県の取組についてお聞かせください。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） 太平洋岸自転車道のハード整備についてお答え

申し上げます。

太平洋岸自転車道は、議員からも御紹介のとおり、三重県内において約300キロメートルが指定されております。

この太平洋岸自転車道が指定されているナショナルサイクル制度についてですが、世界に誇り得るサイクリングルートとして国内外にPRを行い、サイクルツーリズムを強力に推進していくことを目的としておりまして、この取組が宿泊を伴う拠点滞在型観光の促進につながるものと考えております。

そのためには、快適で安全な自転車の通行空間や受入れ環境の整備に取り組むとともに、来訪のきっかけとなる魅力づくりを、地域と連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。

サイクルルートのハード面の整備といたしましては、ナショナルサイクルルート指定後も継続して、矢羽根などの路面表示や案内看板、注意喚起看板の設置など、自転車が通行する位置や方向を分かりやすくするための施設整備に取り組んでまいります。

令和4年度には伊勢市内、令和5年度には鳥羽市内や紀北町内において矢羽根や案内看板などの増設を実施するなど、自転車通行空間の充実を図ってきているところであります。

また、今年度の8月には、サイクリストのための休憩スポットであるサイクルステーションを、パールロードの的矢湾大橋の南側に、新たに整備したところでありまして、今後も機能の充実に取り組んでまいります。

整備済みの施設の維持管理については、定期的に路面表示や案内看板などの状態を確認しておりまして、剝離の進んだ矢羽根などの路面表示については、適切に塗り直しをするなど、維持修繕を適切に進めてまいります。

また、自転車走行には路面が走りやすい状態になっていることが非常に重要であります。そのために、舗装修繕や除草についても現地の状況に応じて適切な維持管理を行うとともに、路肩が狭く自転車の通行に支障を来すか所においては、路肩の確保を検討するなど、自転車の走行安定性が確保できるように日々取り組んでまいります。

今後も引き続き、安全で快適な自転車通行空間の確保に努めてまいります。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

今はハード面について聞かせていただきました。

次は、ソフト面について聞かせていただきます。

先ほども申し上げましたけど、まだ沿線住民の方に、この太平洋岸自転車道というのが十分理解されていないのではないかなと思います。

先ほども申しましたように、ルートに指定されたときにコロナ禍でありましたので、なかなかイベント等もできずに、PRできなかったと思うんですけど、やはりこの太平洋岸自転車道の三重県ルートにおきましては、地域住民と一体となってサイクルツーリズムをやっていくとか、そして、ひいては、拠点滞在型の観光につなげていく必要があると思います。

コロナ禍であってイベント等を打てなかったのも事実でありますけど、今からでも遅くないと思いますし、このサイクルツーリズムへの機運醸成となる取組についてお聞かせください。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、太平洋岸自転車道のPR活動についてお答えいたします。

ソフト面の取組ということではありますが、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響により、これまで制限を受けていて自粛してきたところでありますが、今年度からは、太平洋岸自転車道のPR活動については精力的に取り組んでいるところであります。

その主なものとして、我が国最大の自転車イベントであるサイクルモード東京2023や、札幌、東京、名古屋、京都、福岡で開催された三重県フェアでのブース出展、国際自転車ロードレース、ツールド熊野2023など多数のイベント会場で太平洋岸自転車道のPR活動を行ってきました。

また、自転車月間とG7交通大臣会合に合わせて、2か月間、近鉄の車内広告、これは三重県内だけじゃなくて、大阪、京都、奈良を走る列車も含め

て車内広告によるPR活動を行っております。

また、太平洋岸自転車道の魅力発信のためのパンフレットの作成やSNSを活用した動画配信にも取り組んでおります。

令和6年度には、志摩市に撮影スポットとなる太平洋岸自転車道のモニュメントを整備し、SNSなどで発信してもらうことで、より一層の魅力づくりを行っていく予定であります。

さらに、県内市町で初となる、伊勢志摩地域自転車等活用推進計画が先月、3市5町で策定しましたものが施行されるなど、地域の機運も高まっているところであります。

また、東紀州地域においても、この自転車等活用推進計画の策定を今、進めているところであります。引き続き、地域と連携した魅力づくりに取り組んでまいります。

今後とも国や沿線市町などと連携して、国内外からの観光誘客や効果的な情報発信等について検討を行いながら、受入れ環境の整備や魅力づくりに、地域と共に取り組みながら、サイクルツーリズムへの機運醸成を図ってまいります。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

あらゆる取組を通じて、やはり太平洋岸自転車道の三重県ルートで、多くの方が訪れるようにしていただきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

平和については、今までもこの議場で、様々な議論がされております。

一昨日も石垣議員が平和について質問されましたし、その中で、知事の平和に対する思いも聞かせていただきました。

今日、私たちが当然のように享受している平和と豊かさが、戦争で亡くなられた方々の貴い犠牲と、御遺族の皆様の御労苦の上に築かれているものであることを決して忘れることはできません。

ただ、世界に目を向ければ、今なお武力による戦争があとを絶たず、貴い

命が失われていくことを聞いたり見たりしますと、胸が痛くなるのは私だけではないと思います。多くの人が、そのような気持ちになっていると思います。

このようなときであるからこそ、改めて、戦争の悲惨さと平和の尊さを深く心に刻み、この記憶を風化させることなく、次の世代に継承していくことが私たちの責務であります。

そこで質問させていただきます。

市町や関係団体と連携した平和啓発について、令和5年度の取組、また、今後節目を迎える戦後80年、節目を迎えるときに、今までの活動を振り返り、次をどうしていくのかを考えることも大事でありますので、戦後80年の節目に向けた今後の取組についてお聞かせください。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 平和の取組について御質問をいただきました。

平和な社会を次世代へつないでいくことは、今を生きる私たちの責務であると捉えておりまして、県では、さきの大戦の悲惨な記憶を風化させず、一人ひとりに自分事として捉えていただけるよう、平和の尊さを伝える機会づくりに取り組んでいるところでございます。

こうした中、令和5年度は、主に二つの取組を実施してまいりました。

一つ目としましては、平和に関する企画展の開催でございます。

この取組では、県内在住の戦争体験者による講話でありますとか、高校生たちによる活動発表会を実施したところでございまして、実施に当たりましては、津市が開催する平和のイベントと一体的に開催いたしまして、多くの方に御来場をいただくことができました。

津市の空襲について講話を受けた高校生からは、昔に起きた出来事だが、現代の自分たちにとっても勉強になるなどの感想もいただいたところでございます。

二つ目といたしましては、被爆・戦争関係資料の展示等でございます。

県総合博物館におきまして、遺族から借用した当時の兵士の携行品、遺留

品など、県内戦争関係資料のほか、広島平和記念資料館から借用した原爆被害に関する写真パネルでありますとか、広島に投下された原子爆弾の実物大ポスターの展示を行いました。夏休み期間中に実施し、多くの方々に御来場いただくことができました。

県内でも、戦後生まれの方の割合が8割を超え、戦争を実体験として語り継ぐことが年々難しくなる中、戦争の記憶の風化が懸念されております。

こうしたことから、令和6年度は、今年度に引き続き、県民の皆さんにとって身近な地域で起きた戦争の歴史に触れる機会づくりとしまして、県内市町と連携し、企画展等の取組を実施したいと考えております。

また、戦後80年の前年であるということもございまして、二つの新たな取組についても進めていきたいと考えております。

一つ目としまして、語り部による児童生徒向けの証言動画の作成をしていきたいと考えてございまして、これは戦争体験者の生の声を残すラストチャンスであると捉えまして、児童生徒向けに語り部による証言動画を作成してまいりたいと考えております。

二つ目といたしまして、平和啓発に関する県ホームページの改修も行っていきたいと考えております。

平和啓発に関する県や市町等の取組の情報につきまして、県民の皆さんが必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページの改修を行いたいと考えております。

戦後80年となる令和7年度が、多くの県民の皆さんにとって、改めて平和について考え、行動していただくきっかけの年となるよう、市町や関係団体等とも連携しながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

〔3番 世古 明議員登壇〕

○3番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

戦後80年に向けて、証言動画も作っていくということで、80年といいますと、80歳の方は生まれたばかりですから記憶がない。ですから、記憶を持っている人は、それ以上年齢の高い人になりますので、本当にやはりその人た

ちの貴重な証言を、今度は私たちが伝えていくのが役目だと思っています。

戦争のことになると、一昨年 of 年末だと思うんですけど、「ラーゲリより愛を込めて」という映画がございました。多分、知事はうなずいているので御存じだと思いますけど。

戦争の悲惨さであるとか、生きることとか、そして、記憶で伝えるという、そういう平和啓発に対して何かメッセージを発しているかのような映画でありまして、何で戦争の悲惨さかという、これ終戦後にあった事実の話の映画でありまして、やはり戦争というものは、戦争が終わっても、やはりこういう、それを引きずっていく。大変見ている、私も結構涙が出たんですけど。

そこで、簡単に粗筋を言いますと、その主人公は、ソ連の強制収容所で病気にかかって亡くなってしまうわけなんですけど、家族に向けて遺書を書いていました。遺書を書いて日本へ送ろうとしたけど、全てそういう手紙というか、書き物は没収されますので、没収されてしまいます。じゃ、家族に何も届けられないのかというと、そこにいた仲間の人たちが、この遺書を自分の頭の記憶にとどめて、そして日本へ帰ったときに、その家族の方に伝えようということで、まさしく記憶。

記憶に残ったものは消えないので、その記憶というのは形を変えれば、私たちの頭の中に、今、戦争を体験した証言の方々のことを、私たちの記憶に捉えて発信していくことが大事でありますので、ぜひとも、今、戦争を経験した方の証言も大事でありますし、次、私たちが自分の記憶で戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくということにも取り組んでいただければと思います。

戦争になりますと、私も広島とか長崎とか、知覧も行かせていただきました。その中で長崎に行ったときに、一つ、すごい言葉だなと思ったことがあります。

私の好きな言葉の一つなんですけど、微力だけど無力じゃないという言葉を知りました。御存じの方も多いかと思いますが、この言葉は、長崎の高校生の平和大使が、核兵器の廃絶と戦争のない平和な社会の実現に向けて活

動するときのスローガンです。

今、ここで平和のことについて、話をさせていただいています。

これは、大きな世界平和から見れば、小さいことなのかもしれませんが、やはりこの議場で、平和のことをこうして議論していくことは、無力ではないと思いますので、これからも、この議場で平和のことについても議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。18番 田中祐治議員。

〔18番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○18番（田中祐治） 松阪市選挙区選出、自由民主党の田中祐治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問に入る前に、今年1月、能登半島で大きな地震が発生いたしました。被災されました方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々には哀悼の意を表させていただきます。

そしてまた、今もなお、復興活動に御尽力いただいております多くの方々に敬意を表しますとともに、一日でも早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、4項目にわたって質問させていただきます。

まず初めに、土砂災害警戒区域について、3点お伺いいたします。

1点目として、土砂災害警戒区域の現状と対策についてであります。今回の能登半島地震では、土砂災害が石川県、新潟県、富山県の3県で少なくとも281件確認されたことが、国土交通省のまとめで明らかになりました。

道路が寸断され、救援の遅れや集落の孤立が発生したほか、崩れた土砂が川をせき止める土砂ダムが形成されたままの箇所もあり、土石流などの二次災害が懸念されております。

近年は、地震以外にも、気候変動により大雨が降りやすくなったことで、土砂災害は増加傾向にあります。

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りといった土砂災害の発生のおそれのある区域を、県が指定しております。

現在県内に1万6281か所の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンを指定しておりますが、このうち土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとされる土砂災害特別警戒区域、すなわちレッドゾーンは1万4688か所となっております。このうち、県が施設を整備する必要がある箇所は、5326か所あり、令和5年時点で、既成箇所は889か所で、整備率は16.7%となっております。

そこでお伺いいたします。

土砂災害防止に向けた今後の対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、土砂災害警戒区域の現状と今後の対策についてお答えいたします。

土砂災害警戒区域の中で、県がハード整備をする必要があるという箇所は、先ほど議員から御紹介いただきましたが、5326か所で、整備率は16.7%と大変低い状況となっておりますので、このハードの対策を推進していくことと、

あとソフトの対策、この両輪で進めていくことが必要であります。

まず、ハード整備についてでございますけれども、この膨大な未対策箇所が残っておりますので、令和4年度に策定したみえ元気プランにおいては、まずは自力での避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を優先して取り組む30か所をまず指定しまして、令和8年度までにこの30か所のうち19か所の事業を完了することを目標値に掲げて、重点的に整備しているところであります。

令和5年度には、この30か所全てで事業着手しておりまして、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算も活用しながら、既に7か所が完了しております。19か所が目標なので、あと12か所について早期完成に努めているところであります。

次に、ソフト対策についてであります。

土砂災害から身を守るためには、住民の方々がリスクへの意識を持って備えていただくことが重要となります。

そのため、土砂災害警戒区域の指定により市町が取り組むハザードマップの作成支援や、常日頃から住民がリスクを意識できるような現地看板の設置を進めているところであります。

また、市町が避難指示の発令を適切に行えるように、三重県土砂災害情報提供システムにより、リアルタイムで土砂災害の危険度を情報提供しているところであります。

特に、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、円滑な避難行動につながるため、避難確保計画を作成する必要があるため、全国の作成率89%に対して、県内の作成率は92%の状況であります。避難確保計画の作成を早期に完了できるように、市町へ作成に関する支援や働きかけを進めてまいります。

砂防管理事業については、令和3年度から始まりました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、それ以前、令和2年度と比べますと、約1.3倍の予算を確保して整備を重点的に進めているところであります。

引き続き、この予算を活用して、砂防・急傾斜・地滑り事業による土砂災

害防止施設のハード整備について計画的に進めるとともに、ソフト対策の充実を図り、土砂災害の被害軽減に努めてまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

ソフト、ハードの両面から進めていただいているという御答弁をいただきました。ありがとうございます。

上流を守るということは、下流を守っていくということにもつながります。

土砂災害警戒区域には、多くの地域から要望が出ているかと思っております。令和6年度は先ほど御答弁がありましたように、1.3倍の増額予算を組んでいただいているということでございます。

やはり砂防ダムや治山ダムの設置、そしてまた、アンカー工等の地滑り対策も必要ではないかと思っております。

さらには現在既設の砂防ダム、治山ダムの堆積土砂の撤去も必要だと思っておりますので、効率的に進めていただきますことをお願い申し上げたいと思います。

次に、2点目の土砂災害警戒区域に立地する指定避難所について及び3点目の要配慮者利用施設についてを併せてお伺いいたします。

まずは土砂災害警戒区域等に立地する指定避難所についてであります。令和4年1月に内閣府が公表したデータによると、県内の指定避難所1504施設のうち、土砂災害の発生のおそれのある区域に立地する施設は304施設、浸水害が発生するおそれのある区域に立地する施設は478施設となっております。

このような場所に立地する指定避難所の安全性が心配されます。

仮に安全が確保されたとしても、避難所への避難をためらう住民の方もお見えになるのではないかと思っております。

このようなことから、近隣地域にある指定避難所を避難先にするすることで、地域住民が安心して避難できるのではないかと考えております。

県として、各市町に対し、指定避難所の見直しを検討するなどの助言や支

援が必要だと思いますが、防災対策部長に御見解をお伺いいたします。

続いて、3点目の土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設についてお伺いいたします。

平成28年8月の台風第10号による河川氾濫で、岩手県内の高齢者グループホームにおいて、利用者等の逃げ遅れによる痛ましい被害が発生したことを受け、平成29年に水防法と土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正となりました。

これにより、土砂災害警戒区域や浸水区域にある社会福祉施設等の所有者または管理者には、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられることになりました。

本県では、令和5年9月末時点で、土砂災害警戒区域には、要配慮者利用施設が431施設あり、そのうち397施設が避難確保計画を作成済み、222施設で訓練が実施されております。

浸水区域についても、1731施設のうち、1501施設が避難確保計画を作成済みと国土交通省が公表しております。

しかし、令和2年7月豪雨で、熊本県において、避難確保計画の策定や避難訓練を実施していた高齢者福祉施設が浸水被害を受け、入所者が犠牲となる事案が発生いたしました。

こうしたことを踏まえると、社会福祉施設における土砂災害や浸水からの避難対策については、計画の検証や訓練の実施等により、実効性を向上させていく必要があると考えますが、これまでの取組状況と今後の対策方向について、防災対策部長にお伺いいたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 2点お答えいたします。

まず、土砂災害警戒区域等に立地する指定避難所の見直しでございます。

避難所は、市町長がその規模や避難者の受入れ環境、アクセス、災害の影響の少なさなど、政令の基準を基に、それぞれ指定を行っております。

国では、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が発生するおそれが

ある区域内の施設を極力避けて指定することを推奨していますが、地域によっては、土砂災害警戒区域等の区域外に避難所となり得る学校や公民館等が限られており、避難所の確保に課題もございます。

また、国においては、やむを得ず、土砂災害警戒区域等の区域内の施設を避難所に指定している場合には、発生が想定される災害の種類を念頭に置いて、災害の状況や施設の被害状況も踏まえ、必要に応じ、安全性の確認等を行った上で開設することも示されておりました、県としても市町に助言を行っておるところでございます。

こうした中、市町では、発生する災害の状況を踏まえた開設基準の作成や、洪水、土砂災害といった災害の種別によっては、開設しない避難所を事前に周知するなど、避難所の安全性確保に向けて取組が行われているところでございます。

今後の取組でございます。

能登半島地震では、土砂災害が多く発生し、地震による土砂災害発生のリスクが改めて浮き彫りになりましたが、県内の土砂災害警戒区域内の避難所では、必ずしも地震との複合災害を考慮した開設基準が設けられていないといった状況も見受けられます。

そこで、今後、あらゆる災害から県民の命を守るため、市町に対し、ケースに応じ、避難所の指定の見直しはもとより、避難所の安全性向上につながる国の財政支援制度の活用を促すとともに、地区を越えた避難体制の検討を助言するなど、より安全性の高い避難所の確保に向けて、しっかりと支援を行ってまいります。

続いて、土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設の避難対策についてお答え申し上げます。

議員からもお話いただきましたが、高齢者や障がい者等、配慮を要する方が利用する施設の所有者等は、水防法、土砂災害防止法の改正により、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられたことを受け、私どもも、県土整備部、市町と連携し、その取組を促進してまいりました。

しかしながら、令和2年7月豪雨で、熊本県の社会福祉施設の入所者が犠牲となる事案が発生したことを受け、県内で同様の被害が発生することを防止するため、令和3年度から、災害リスクの高い地域に立地する社会福祉施設を対象として、避難確保計画の実効性を確保する取組を行っているところでございます。

具体的には、モデル施設を選定し、施設の避難確保計画について、有識者による書面及び実地調査を行った上で避難訓練を実施しまして、その結果を踏まえた計画の見直しに取り組んでまいりました。

今後、県内の社会福祉施設における避難対策の実効性向上を図るため、避難確保計画の見直しに当たって重要となるポイントや訓練の実施手順など、モデル施設での取組の成果を取りまとめ、市町や社会福祉施設に水平展開を図ってまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

これまでの取組や今後の取組について、そしてまた能登半島での事例を踏まえて、御答弁いただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

指定避難所や要配慮者利用施設というのは、安心して身を寄せる場所ではなくてはなりません。

三重県から1人の犠牲も出さないという信念を持って、各市町と連携しながら対策を進めていただきますことを強く要望いたしたいと思います。

次に、台湾との交流についてお伺ひいたします。

日本と台湾は、日本と中国の国交正常化に伴い、昭和47年に外交関係が終結された後も、半世紀以上にわたって民間交流を中心に、経済、観光、文化、教育などの幅広い分野で、人的・物的交流が続いております。

今回の能登半島地震をはじめ、日本が大規模な災害に見舞われるたびに、台湾から支援が届けられるなど、台湾に対して親しみを感ずる国民は多いのではないかと考えております。

コロナ禍においては、全国的にマスクが不足する中、台湾政府から三重県

に対し、2万4000枚のマスクを寄贈していただいたことは、記憶に新しいところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面交流は中断され、これまで築いてきた本県と台湾の交流が後退していないか、危惧しております。

また近年では、中国による台湾海峡での軍事演習が実施されるなど、地政学的なリスクが高まっており、今後の日本の動向が東アジアとの交流に与える影響は、決して小さなものではないと思っておりますが、国交のない台湾だからこそ、地方自治体同士の交流は大変重要だと思っております。

三重県議会は、平成17年に日台友好三重県議会議員連盟を立ち上げて以来、三重県と台湾の交流に取り組んでおります。

一昨年11月14日には、台北駐大阪経済文化弁事処の向明德処長が三重県にお越しになられ、知事や議長への表敬訪問をはじめ、日台友好三重県議会議員連盟での勉強会で、台湾の最新事情と対日関係についてというテーマで御講演いただきました。

そして、（パネルを示す）2月には、日台友好三重県議会議員連盟所属の議員21名が台湾を訪問し、台南市では、ランタンフェスティバル会場で安濃津よさこいチーム等の激励、台北市では、台湾屈指のお茶の名産地見学と販路拡大方法についての調査や台湾外交部との意見交換会、新北市では、三重区区長表敬訪問などの交流を図ってまいりました。

私も同行させていただきましたが、それぞれの訪問先では、温かな歓迎を受け、日本との交流を大切にされておられることを肌で感じ、改めて、本県と台湾の交流の重要性を認識したところでございます。

この写真は、（パネルを示す）台南市のランタンフェスティバル会場の宮城県ブースであります。日本の各県からランタンが出されている中で、三重県のブースがなかったことは、少し寂しく感じたところでございます。

知事も昨年1月、知事就任後初めての海外出張で台湾を訪問し、県内産業と関係の深い企業にて、県内半導体工場への継続した設備投資や、コンテナ

船の四日市港への安定寄港などについて、トップセールスを行っていただいております。

また、観光セミナーやブランド力の高い百貨店での観光物産展において、観光誘客や県産品の販売促進を図っていただきました。

国際情勢が緊迫する中でも、相互にメリットのある緊密な友好関係を継続し、県民の皆様や県内企業が多く之恩恵を享受できるように、今後も積極的な台湾との交流を展開していただきたいと思います。知事の御所見をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 台湾は、三重県に住んでおりますと、遠いところのように感じますけれども、沖縄の与那国島に行きますと、晴れた日には台湾が見られるということでありまして、日本とは一衣帯水の関係でございます。

私も、3回ほどですか、与那国島へ行きました。残念ながら天気が悪かった日も多かったので台湾は見られなかったんですけども、すぐ近くにある地域という感じがいたしました。

また日本の新幹線が初めて、海外に輸出された場所でもありまして、非常に親しみを感じているところでございます。さらには、八田與一さんが、台湾の発展に大きく貢献されたということで、今でも台湾の人たちは、日本人に感謝されておられる方々も多いという地域でございます。

国の行政官でありましたときに、海上保安関係で台湾の巡防署というのが海上保安機関としてあるんですけど、そことの交流もしましたけれども、国交がないので、実は、当時の国の行政官は、課長以上は出張ができないということでもございました。今、もう少し緩やかになっておるみたいですけども、なかなか台湾との話合いというのは難しいというところがございました。

それで、議員にも御紹介いただきましたように、私も去年の1月に台湾を訪ねさせていただきました。地方政府は、それはできますので、交流を深めていく必要性は非常に高いと思っております。

台湾は、日本と同じように、自由主義、民主主義の考え方を持っておられ

ますので、そこで交流していくのは重要でもありますし、それからやがては、台湾海峡の封鎖というのは出てくる可能性があると思いますけれども、日本で得られる情報と現地に行つて得られる情報がまた違ふと思いますので、そういう意味でも交流をするように。三重県に何らかの危機が訪れてこないかどうかということ、あらかじめ我々は情報を得るという意味でも大事な事かと思つています。

去年の1月に行きましたときには、大きく言うと3点のポイントで、仕事をしてきたつもりであります。

一つは観光でございます。

先ほども、世古議員の御質問にお答えさせていただきましたけれども、インバウンドは非常に重要でございます、台湾は、コロナ禍前も後も、三重県を訪ねていただける観光客数、宿泊者数ですが、第2位でございます。

したがって、とても大事な地域であります。

また、リピート率も高く、先ほど申し上げました88%、2023年の統計では88%のリピート率ということですので、多くの方に来ていただける。したがって、観光について力を入れてやってきました。

それともう1点、去年の1月、先ほど議員からもお話をいただきました。半導体の関係です。

御案内のように、台湾の半導体企業は、日本に続々と進出を図っているところでございまして、三重県の桑名市でUMCの関係企業ができています。

そこでさらに発展を、工場を増やしてほしいということもお話をしまして、その後、社長も桑名市においてになられまして、さらに交流を深めることができました。

さらには、県産品、これは農林水産業もそうですし、伝統工芸品もそうです。三重県のものを買っていただきたい。三重県のもの、いいものがたくさんありますので、これからもそれを進めていきたいと思つているところであります、そういった活動をしてまいりました。

さらに重要なのは、やっぱり若い世代の交流であると思つております。も

もちろん、議員外交も必要であるとは思いますが、若い人たちが交流していけば、その交流は長い間続きますので。

現に、例えば高雄市との関係で言いますと、高雄市の小学校から、去年の12月に三重大学教育学部附属小学校に、児童、保護者がおいでになられたということで交流を図っております。

また、津高校や伊勢高校も、継続的に高雄市の高校との交流を図っています。そういった若い世代の交流というのも重要でありまして、今後とも、台湾との関係は非常に重要なものとして注視してまいりたいと思っております。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

知事の前向きな思いをお聞かせいただきました。

ぜひとも、親日家である台湾との交流を積極的に展開いただきたいと思えます。

そしてまた、先ほど知事からも観光交流についてのお話がありました。

先月の台湾訪問時に、台湾外交部との意見交換会では、もっと台湾に来てくださいという御意見をいただきました。

コロナ禍前の2019年は、台湾から日本へのインバウンドは年間489万人であるのに対し、日本から台湾への旅行者は年間217万人と、半分以下となっております。

この写真は、（パネルを示す）三重県が観光協定を締結している、新北市で毎年開催される平溪国際天燈祭の様子ですが、私たち日台議連は台南市のランタンフェスティバルと重なっていたため、お伺いできませんでしたが、三重県から約360名が交流の一員として参加されたと伺っております。

県民の皆様方におかれましては、機会がございましたら、ぜひとも台湾にお出かけいただければと思います。

次に、内水面漁業の現状と課題について、3点お伺いいたします。

まず初めに、カワウの被害対策についてであります。今朝、青木議員から電話がございました。今、テレビでカワウやっているよということで、私

も確認させていただきました。

広島県の宮島のカワウによる被害が放映されておりました。御覧になられた方は、カワウの脅威を御理解できたことと感じております。

環境省の調査によりますと、（パネルを示す）図のように、カワウの個体数は、平成30年度までは横ばいで推移しておりましたが、令和元年度からは増加傾向にあります。特に直近の令和3年度は、中部・近畿地方での増加が顕著で、全体の過半数を占めております。

カワウ被害は、アユなどの内水面漁業にとどまらず、カワウのふんによる森林被害、景観被害、水質悪化、悪臭等の生活環境にも大きな影響が出ております。

この写真は、（パネルを示す）昨年3月1日に、三重県内水面漁業協同組合連合会が撮影した津市垂水の三重県運転免許センターの隣にある二重池のカワウのコロニーですが、近隣住民からは、空から魚が降ってくる、卵が降ってくる、ふんが降ってくる、洗濯物が汚れる、悪臭がひどくて耐えられないなどのお話を伺いました。特に、この池は住宅街にあり、生活被害が広がっていることから、早急な対策が必要だと感じております。

カワウは広域にわたって移動するため、この後説明させていただきます内水面漁業におけるカワウ被害対策が、こうした生活被害の軽減にもつながるのではないかという思いで紹介させていただきました。

三重県内水面漁連によると、令和4年度のカワウによる被害額は、約4200万円に上ると推定されております。三重県におけるカワウの生息数も増加傾向にあり、県内各地で多くのねぐらが確認されております。

これまで三重県内水面漁連などが主体となって、飛来調査に基づき、流域全体で一斉駆除や一斉払いを行った結果、漁場から効果的にカワウを遠ざけるなどの被害軽減に向けた取組が進みつつあります。

さらに、県全域において、ねぐらや繁殖地の生息状況など、捕獲されたカワウの胃の内容物調査を進めており、今年度は調査結果を踏まえ、新たな被害対策計画を策定することとしております。

この写真は、（パネルを示す）昨年3月に撮影した県内最大級と言われる雲出川古川のコロニーですが、1726羽が確認されています。

この場所で、昨年7月26日に、三重県内水面漁連が、カワウの移動方向を調査した結果、南への移動数が最も多く、南側に位置する三渡川や、雲出川河口域でカワウの確認数が多いことと関連していると推測されます。

また、雲出川上流への移動は、全体の1から2割程度ですが、海面方向への移動も確認されていることから、広範囲にわたって捕食されていると思われます。

この写真は、（パネルを示す）鳥羽湾に浮かぶ三ツ島の写真ですが、三重県内水面漁連が今年1月19日に調査した結果、200羽以上のカワウが確認されました。

下は、三ツ島の真ん中の島ですが、カワウのふん害により、島のほぼ全体が白くなっているのが分かります。

このようなことから、内水面でのカワウ対策は、海での被害対策を防止することにもつながるのではないかと考えております。

カワウは、何もしなければ増え続け、減ることはありません。カワウ被害対策として、県ではどのように取り組んでいるのか。農林水産部長にお伺いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） カワウの被害軽減対策について、御答弁を申し上げます。

カワウは、議員からも御紹介がありましたが、群れで行動して、内陸部から沿岸部に至るまで、県域を越えて広範囲に移動しながら、1日に大量の魚を捕食しております。

近年、カワウの増加とともに、内水面の重要な資源であるアユの食害が増えていることから、内水面漁業の振興を図る上で、大きな課題となっております。

県では、カワウによる被害を軽減するため、内水面漁協が取り組まれている

る河川でのテグス張りによる飛来防止対策を支援しております。効果が高い、黒いテグスを使用するなど、県が技術的な助言も行いながら、積極的に推進してきた結果、対策の実施箇所数は、令和3年度の53か所から、5年度には109か所にまで拡大する見込みとなっております。

また、カワウの数を減らすために、有害鳥獣捕獲許可に基づく銃器等による駆除に加えて、令和4年度からは新たにドローンを活用して、巣にドライアイスを投入することで、卵のふ化を抑制する取組を支援しております。取組の箇所を増やししながら、対策の効果の検証を進めてまいります。

さらに、移動の範囲が広いということで、近隣府県との広域的な連携を図り、より効果的な対策につなげていくため、中部近畿カワウ広域協議会に参加し、本県や各府県の取組についての情報共有、意見交換を行っております。

内水面は、水産物の供給のほか、釣りをはじめ、自然と親しむ機会を提供するなど、多面的な機能を有しております。

今後も引き続き、被害状況の把握や対策支援に努めるとともに、近隣府県との連携の強化を図ることで、内水面漁業におけるカワウ被害の軽減に取り組んでまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

テグス張り、また、ドローンによるドライアイスの投下等の御紹介をいただきました。

カワウ被害は、内水面にとどまらず、先ほど申しあげましたように、環境問題、森林被害、景観等にも広がっております。今、真剣に対応しないと、カワウの増加とともに、被害も増え続けることとなります。

このようなことから、三重県はもとより、近隣県や各市町、団体、地域住民の方々と共に連携しながら、早急に大がかりなカワウ対策を進めていただきますことを要望いたします。

次に、河川の環境保全についてお伺いいたします。

県は、河川管理者として、計画的に堆積土砂の撤去のほか、日常的な維持

管理を行っていただいております。

また、河川管理者以外にも、様々な方々が環境保全活動に取り組んでおります。

例えば、地元の内水面漁協の皆様方には、種苗放流、カワウやブラックバスなどの駆除、産卵場の整備、さらには河川清掃や不法投棄などの監視も行っていると考えております。

これまでは、こうした方々の努力によって良好な河川環境が保たれ、私たちはその恩恵を受けて生活してまいりました。

しかしながら、近年、人口減少社会に突入し、様々な分野で人手不足が課題となっているように、河川においても同じような状況が発生しております。

これは、（パネルを示す）三重県内水面漁連の組合員数の推移ですが、年々組合員数が減少しているとともに、高齢化や経営不振などにより、この10年間で4漁協が解散しております。こうした状況が継続することで、河川環境が徐々に悪化していくのではないかと危惧しております。

そこで、県土整備部長にお伺いいたします。

このような状況を踏まえ、河川の管理者として、河川環境を保全する取組をどのように進めているのか、お伺いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** 河川の環境保全についてお答えいたします。

河川の改修に当たっては、水生生物等に配慮して、瀬やふちの復元や、河川環境に配慮したコンクリートブロックの採用に努めるほか、取水堰等の横断構造物の改築に伴う際には、魚道を設置するなどの取組を行っています。

また河川の管理としては、定期的な河川巡視や住民通報等により施設の保全や、不法投棄物の回収に努めているほか、河川除草の自治会委託制度や河川美化ボランティア制度など、地域住民の皆様に参加していただける制度も活用して、河川環境の保全に努めているところであります。

近年、河川環境の保全に参加していただく地域住民の方々の減少が課題となっております。このため、自治会委託制度や、河川美化ボランティア制度

について、令和5年4月に制度改正を行ったところであります。

具体的な改正内容なのですが、河川除草の自治会委託制度では、1事業の実施面積を1000平方メートル以上から500平方メートル以上に緩和しております。また、河川美化ボランティア制度では、助成金額の上限を1人当たり300円から600円に引き上げてより使いやすくしたことによって、両制度とも昨年度に比べて、取組数は増加しているところであります。

次に、河川堆積土砂撤去についてであります。河川に堆積した土砂の撤去や立ち木の伐採などは河川の流下能力を確保するだけではなく、河川環境の保全にも効果的であると考えておりました。土砂撤去に対しては、水生生物の生息生育環境を保全するために、みお筋や水際環境の保全等に配慮して工事を進めております。

これらのことから、河川堆積土砂撤去については、今後とも河川パトロール等により、堆積状況等を確認しつつ、市町とも調整を図りながら、優先度を踏まえて適切に実施していきます。

今後も従来から実施している河川管理者としての取組を着実に実施し、河川環境の保全に取り組んでまいります。

また、地域住民の方々に参加していただく制度については、継続して参加しやすい制度となるよう努めるとともに、企業や団体等、幅広く周知して参加する取組数を増やしていきたいと考えております。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

河川管理者として県の活動を御紹介いただきました。

継続して取り組んでいただくということで、さらによろしくお願ひしたいと思ひます。

内水面漁連では、少しでも改善に向けた取組ができないかと、試行錯誤をさせていただいているところではございますけれども、大紀町では、地域おこし協力隊制度を活用して、河川環境の改善や遊漁者の増加につながる取組が行われております。

県としても、何らかの形でお力添えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、河川環境教育についてお伺いいたします。

川は恩恵をもたらす一方、時には、大規模な氾濫を起こし、人間の生命を脅かす存在でもあります。

しかし、川は自然環境の最も豊かな一部であり、そこには多様な生態系が見られ、地域住民にとっては貴重な自然体験ができる場であり、交流の場となっております。

我々世代は、こうした環境をしっかりと後世に引き継いでいく必要があると考えます。そのためには、子どもたちに自然のすばらしさや、環境保全の大切さを教えることも重要だと思っております。

豊かな河川に恵まれた三重県の環境を守っていくために、県が子どもたちに向けて実施している環境教育、環境学習の取組について、環境共生局長にお伺いいたします。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） それでは、河川の環境教育についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、私たちの世代は、三重の河川など、豊かな自然環境を保全しながら、快適な生活環境を保持し、次世代に継承していく必要があります。

そのためには、県民一人ひとりが、この環境に支えられ、その恵みで生活していることを認識し、私たちの活動が地域のみならず地球規模の環境に大きな影響を与えることを理解していくことが重要と考えております。

河川環境の理解を進める取組の一つとしまして、河川で採集した生き物から川の水質を判定する水生生物調査が県内の各地で実施されておまして、令和5年度は、小・中・高等学校や地域の団体など21団体、874人の方が参加されております。

これらの取組のサポートとしまして、県の環境学習情報センターでは、

小・中学生がこうした調査を行い、身の回りの河川の水質や、自らが生活環境に与える影響を知ること、河川環境を守るために自分には何ができるのかを考え、学んでいただく講座を開催しております。

今後もこのような取組を通じまして、三重の河川など、恵まれた自然環境を活用しながら、一人ひとりが環境の価値や大切さを見出し、環境問題への気づきや環境保全への行動を引き出し、環境教育や環境学習を推進してまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

小・中・高等学校による水生生物等の調査とプログラムの御紹介をいただきました。引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

川の自然や生物と向き合うことで、子どもたちの感性が磨かれ、そして想像力が養われるとともに、生命の大切さ等を理解することができると感じております。どうか、子どもたちの育成と三重県の河川環境を守っていくためにも、河川環境教育のさらなる推進を要望して、次に移らせていただきます。

最後に、飼い主のいない猫の対策について、2点お伺ひいたします。

環境省の資料によりますと、雌猫は生後4か月ないし12か月から子猫を産めるようになります。そして、年に2から4回の発情期があり、1回に4から8頭の子猫を産むことから、1年後には20頭以上、2年後には80頭以上、3年後には、計算上、2000頭以上の猫になると言われています。

近年、多くのペット動物が家族の一員として、大切に飼育される一方で、不適切な飼育や飼育放棄など、様々な問題が浮き彫りとなっております。

特に飼い主のいない猫に関しては、人獣共通感染症のおそれ、ふん尿による悪臭や汚物の散乱、盛り声などの騒音、敷地内への侵入や爪研ぎによる物損など、住環境問題となっております。

このグラフは、（パネルを示す）三重県への猫の苦情、問合せ数の推移を表したのですが、直近の10年間では、平成30年度の4548件をピークに年々減少傾向にはあるものの、令和4年度はまだ3186件もあるという状況です。

また、令和3年度の環境省の統計によると、日本では、年間3万4805頭の猫が自治体によって引き取られ、そのうち1万1718頭が殺処分され、そのうちの7407頭は、まだ離乳もしていない幼齢個体で、その大半は、飼い主のいない猫が産み落とした個体だと考えられております。

この図は、（パネルを示す）三重県の猫の引取り数と殺処分数の10年間の推移を表したのですが、平成25年度には2037頭であったのが、令和4年度は365頭に、また殺処分数も1944頭から119頭と、大きく減少しております。

そこでまず、TNRの取組について伺います。

TNRとは、捕獲器などで飼い主のいない猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行い、元に戻すというトラップ・ニューター・リターンを略した言葉で、飼い主のいない猫の繁殖を制限し、殺処分される猫を減らすのに最も有効な手段だと考えられております。

また、手術した猫は、真夜中の盛り声やおしっこの臭いも随分少なくなり、苦情も減っているようであります。

三重県では、第3次三重県動物愛護管理推進計画に基づいて、平成30年度から手術に必要な費用の一部をクラウドファンディングにより募集し、4年間で3227頭の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等の支援を行っていただいております。

そこで、医療保健部長にお伺います。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に向けた、現状の取組と推進について伺います。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） TNR活動につきまして、答弁をさせていただきます。

令和2年度に策定しました第3次三重県動物愛護管理推進計画では、犬、猫の適正飼養を推進することで、犬、猫の殺処分数ゼロを達成することを目標に掲げています。

その目標達成に向けまして、取組の一つとして、みだりな繁殖を防ぐため、

従来から行っていたTNR活動をさらに推進してまいりました。

県のTNR活動は、三重県動物愛護推進センターあすまいるを拠点に自治会と連携し、クラウドファンディング等を活用しながら、令和4年度には約1150匹、平成29年からこれまでに約7300匹の猫の不妊・去勢手術を実施してきました。

そのほか、様々な取組の結果、飼い主のいない猫の保健所収容数は大幅に減少してきたところでございます。

先ほど議員からも御紹介がありました令和4年度には、119頭の殺処分ということではありましたが、令和4年度のその119頭の殺処分は、治療の見込みがないなどのやむを得ない場合でありましたので、やむを得ない場合を除いては、犬、猫の殺処分数がゼロであったということでございます。

しかし、飼い主のいない猫はいまだ多く見られ、多くの地域からTNR活動を実施してほしいとの要望がありますけれども、実際のところは、全ての要望に対応できていないという現状もございます。

引き続き、地域の実情に応じて、地域とも連携しながら課題を解決し、TNR活動を推進していくことで、犬、猫の殺処分数ゼロを目指してまいりたいと考えております。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

令和4年度は、やむを得ない場合を除いては、殺処分数がゼロになったということをお伺いいたしました。

TNRによって殺処分数が減ったというのは理解できるわけですが、ここでちょっと質問させていただきたいんですけど、しかしこの殺処分数がゼロになったのは、猫を引き取らなくなったから、このことが大きく影響していると思われま。

また、引取り数が減ったことにより、飼い主のいない猫や路上死が増えていのではないかと思われますが、この関連性について分析されているのか、お伺いいたします。

○医療保健部長（小倉康彦） 実態につきまして、実際に路上で死んでしまっている猫がいるか、そういったことに関しては、調査はしておりません。

実際には、ボランティアの方々にたくさん御協力もいただいておりますと地域では聞いておりますし、各市町でも、TNR活動に取り組んでいるところもございますので、そういったことも影響して、引取り数も減ってきていると理解しております。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

ちょっと調査不足かなというふうな御答弁でございましたけれども、改めて調査研究をしていただければと思いますので、要望にとどめさせていただきます。

次に、ボランティアとの関連についてお伺いたします。

先月、ボランティアの方から、飼い主が高齢になって飼育ができなくなり、家中が猫だらけで大変な状況になっているというお話を伺いました。

この写真は、（パネルを示す）ボランティアの方が撮った現場でございますけれども、その後、ボランティアの方が、約10日間かけて18頭の猫を捕獲し、避妊、そして去勢を行ったそうであります。中にはかわいそうですが、墮胎させた猫もあり、産んでいたら32頭が生まれていたとお伺いたしました。

しかし、飼い主に飼育能力がなくても、飼い主のいない猫ではないため、TNR活動の対象とはならないことから、ボランティアの方々が自ら捕獲器を購入して、猫を捕獲、そして数回にわたる移動運搬、これらの費用を全て負担、さらには手術代の立替払いまで行っているのが現状でございます。

また、ボランティアの方々には、捕獲した飼い主のいない猫の里親会や譲渡会を開催し、新しい飼い主さんを見つける活動も行っていただいております。

飼育能力のない飼い主の飼い猫対策や、TNR活動の取組を持続可能なものにしていくためには、県だけの取組では限りがあり、もちろん、ボラン

ティアの方々だけでも限界があります。県とボランティアの両者が連携して取組を進めていくことで、非常に効果的な結果が出るのではないかと考えております。

現状のボランティアとの連携と今後の方向性について、医療保健部長にお伺いいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 県の推進計画では、県民、関係団体、行政等、様々な主体が、TNR活動をはじめとした動物愛護管理の推進に関わることを目指しております。

中でも、ボランティア団体は、各地域で積極的に動物愛護に関する活動をしていただいております。取組の推進において重要な役割を担っていただいていると認識しております。

飼い主のいない猫のTNR活動を進めていくには、ボランティア団体や自治会と連携し、地域の実情に応じて取り組んでいく必要があると考えております。

また、多頭、多くの猫を飼育するような問題については、飼い主の責任において解決することが原則ではありますが、高齢者や身寄りのない方の場合、また経済的困窮等の複数の問題を抱えているという場合もございますので、市町や福祉関係機関、ボランティア団体等とも連携しながら問題に対応しているところでございます。

ボランティア団体においても、飼い主のいない猫のTNR活動はもとより、多頭を飼育している問題への対応や譲渡事業も行うなど、地域とのつながりや団体間のネットワークを活用しながら、地域での動物愛護管理の推進に主体的に関わる活動をしていただいております。

TNR活動を継続的に実施していくためには、ボランティア団体の協力なくして解決できない問題もあり、県あるいは市町のみでの単独の取組でも限界があります。

引き続き、ボランティア団体と連携して、人と動物が安全、快適に共生で

きる社会の実現を目指してまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

ボランティアの方が動きやすいよう、しっかりとサポートをお願いしたいと思います。

関連して、最後になりますが、地域猫活動についてお伺いいたします。

地域猫活動とは、地域住民が主体となって、地域にいる飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行い、餌のやり方や、ふんの始末などルールを定めて猫を管理し、住みよい地域にしていくという活動であります。

しかし、ボランティアの方々にお伺いいたしますと、一般的にはなかなか周知されず、いまだ、飼い主のいない猫に餌をやり続け、その結果、子猫がどんどんと増えているところもあるようでございます。

自治会をお願いしても、手続の書類の煩雑さや、住民の同意が得られないなど、事業を進めていく上で、多くの課題があるように伺いました。

そこで、地域猫活動を御理解いただき、広く浸透させる必要があると思いますが、地域猫活動の現状と今後の方向性について、医療保健部長にお伺いいたします。

○医療保健部長（小倉康彦） 地域猫活動の推進に当たりましては、地域住民の理解が必要ですし、地域において主体となって取り組んでいただく必要があると考えております。

猫が苦手な方が、地域で猫を管理するということには抵抗がある場合もあるなど、合意を得ることが非常に難しく、活動に取り組んでいる地域がまだ少ないのではないかと考えられます。

県としましては、TNR活動を進めることによりまして、まずは飼い主のいない猫を減らしていくことが重要であると考えておりまして、地域猫活動を進めるかどうかにつきましては、最終的には地域全体で考えていただく必要がありますけれども、関係団体、市町とも連携しまして、こういう地域猫活動が解決方法の一つであるということについて、住民の理解を涵養してい

きたいと思っております。

[18番 田中祐治議員登壇]

○18番(田中祐治) ありがとうございます。

ぜひとも住環境の改善に向け、前向きに対策を講じていただきますことを申し上げ、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

休 憩

○議長(中森博文) 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長(杉本熊野) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長(杉本熊野) 県政に対する質問を継続いたします。37番 稲垣昭義議員。

[37番 稲垣昭義議員登壇・拍手]

○37番(稲垣昭義) 皆さん、こんにちは。新政みえ、四日市市選挙区選出の稲垣昭義です。

今定例会議での最後の一般質問の機会をいただきました。

議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

改選後最初の6月の代表質問で、子ども総合対策について知事と議論しました。

コロナ禍における様々な理不尽な対策を子どもたちに強いてきたことにより、子どもを取り巻く環境は相当厳しくなっていること、子どもの目線で、

子どもをど真ん中に置いた政策に変えていく必要があることを知事と共有させていただきました。

議会に、子どもに関する政策討論会議を設置して、中森議長を座長に、1年間、かなり深い調査をしてまいりました。12月に行った政策討論会議からの予算要望をしっかりと当初予算に反映いただきましたことに感謝申し上げます。

現在は、最終の政策提言書の取りまとめに入っており、私の思いもその中に込めさせていただいておりますので、今日の一般質問では、子どもに関する議論は行わないことといたします。

近々、知事に政策提言書をお渡しさせていただきますので、知事には、ぜひ、提言書の中の私たちの思いを御理解いただき、実行いただきますようお願い申し上げます。

今日はまず、脱炭素について議論させていただきたいと思います。

令和4年6月の一般質問で、私は、ウクライナ戦争が起こったことで、私たちはエネルギーの脱炭素化とエネルギーセキュリティー確保の両立が可能かとの岐路に立たされていると申し上げ、むしろこのような危機のときこそ、平時ではなかなか進まない取組を、ビジョンを持って進めるべきであると申し上げました。

知事とは、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた議論と、浮体式洋上風力発電や原子力発電など、本県のエネルギー政策の議論をさせていただきました。

あれから1年半たってもウクライナ戦争が終息の気配が見られないことを遺憾に思いますとともに、さらに、中東においても、イスラエルとパレスチナとの間での戦争に拡大し、世界の不安定な状況がますます深まっていることに、国際社会の一員として日本に何ができるのか、1人の政治家として自分自身に何ができるのか、自問自答の日々が続きます。一日も早く、戦地に平和が訪れ、戦禍に苦しむ子どもたちに笑顔が戻るよう、国際社会の安寧を心からお祈り申し上げます。

2月19日に当初予算案が上程され、議会にて審議中ではありますが、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に進めるための予算が計上されています。

新規事業として、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化の取組を促進させるため約1700万円、洋上風力発電の可能性調査に700万円、自動車部品関連産業などのカーボンニュートラルや、EVの普及等の影響を受ける企業の業態転換やエネルギー生産性効率の取組支援に約3100万円が計上されました。

この本会議場で、これまで脱炭素に係る様々な議論がなされてきましたが、私たちの議論を反映していただいた、これらの予算に期待したいと思います。

さて今日は、脱炭素に取り組む中小企業への支援について、何点か質問させていただきます。

日本でも、2021年6月から、上場企業には、TCFDとって、気候関連財務情報開示タスクフォースといいますが、このTCFD推奨の環境情報開示が強く求められています。これは規模に関係なく、上場企業と取引がある中小企業にも求められますので、中小企業にとっては関係ない話でなく、大きな課題となっています。

TCFD以外にも、CDP、RE100、SBTなどの様々な国際的イニシアチブが生まれており、これらがどのようなバックグラウンドを持つ人が主体になっているのか、どのような目的で設立されたかに注目し、企業として取り組むべきかどうかの判断を中小企業もしなければいけない時代になっています。

ここで1枚、パネルを作りました。（パネルを示す）これ、非常に難しく、私の頭ではなかなか理解できないんですが、先ほど申しましたTCFD、これでいくと、四つの要素って書いてあるんですけど、ガバナンス、リスク管理、戦略、指標と目標というふうに書いてあります。

これは、このTCFDというのは、G20の要請で金融安定理事会に設立されたものということで載ってしまっていて、私もいろいろ読んでいんですけど、

なかなか理解し難いものがあります。

この指標のところを見ていただきますと、SCOPE 1、2、3ってあるんですけど、中小企業は、この3は求められていなくて、1、2までと話を聞いていたら言われていましたが、この3ってのはかなり難解で、結構、事務的な手間もかかるというようなことも言われていました。

このSBTというのは、温室効果ガスの削減目標を設定する。そしてこのRE100というのは、先日、舟橋議員もこの質問に触れておられましたけれども、電力を100%再生可能エネルギーで補うというのが目標になってくるということであります。

これに対して、このCDPという、こういった組織は、これはイギリスの慈善団体のNGOがつくった機関ということですが、同じようなこの目標に対して関連性がある、企業はここに対する報告義務を負うとか、いろいろあるんですが、非常に分かりにくいんです。

この図が一番分かりやすいのかなと思って、拝借してきたんですけども、それでも非常に分かりにくいということで、特にこういったことを、中小企業がしていかなければいけないということになると、非常に難解なことになるなということで、これに取り組むことに二の足を踏むというような状況が生まれます。

しかしながら、この脱炭素の取組というのは、中小企業にとっても避けて通れないものとなっています。これをビジネスのチャンスと捉えるのか、逆風と捉えるのかによって、企業の将来は大きく変わると考えます。

そこでまずは、県として、県内の中小企業の脱炭素への取組の現状をどう捉えているのか。今後どのような支援を行おうとしているのか、お答えください。

脱炭素の目的は、二酸化炭素を削減することですが、その目的達成のために、苦痛や犠牲が多ければ、誰もそちらに向かいません。

県庁内でいいますと、環境生活部は、二酸化炭素削減を目標に政策展開を行います。そこに企業がメリットを感じる、あるいはチャンスと捉える視

点で雇用経済部がどう関わるができるかが重要と考えます。

現在の国際的な脱炭素の取組では、なかなか日本が主導権を握れておりませんが、2050年までを考えると、東南アジアの国々やインドなど急激な脱炭素の推進に困る国が出てくると考えます。

ASEANの人口は約6億人とEUよりも多く、インドは約14億人です。これらの国の脱炭素推進に日本が貢献し、欧米ではなく、日本がイニシアチブを取ることができるのではないかと、私は可能性を感じています。そのためにも、企業、大学、自治体が連携して、脱炭素社会への転換を図る今の経験が、今後生きてくると考えます。

特に、中小企業が脱炭素に取り組むノウハウは、アジアの国にとって非常に魅力的であると考えます。

ぜひ、脱炭素の取組について、県庁内の雇用経済部、環境生活部の連携、また、企業や大学との連携を積極的に進め、そのノウハウを蓄積していただきたいと考えますが、御所見をお聞かせください。

また、具体的な提案を1点させていただきますと、本県では、令和4年から三重のサステナブル経営アワードを実施し、環境への配慮・脱炭素、次世代育成の推進、地域社会への貢献、従業員満足度の向上が審査内容となっており、総合的に判断して表彰がなされております。令和5年度は、5社の取組が表彰されておりました。今月のこの県政だよりに大きくその記事が出ております。（現物を示す）これ、見せていただくと、結構大きくここに載っているんですけども、企業でいうと、この5社、伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社、株式会社久志本組、光精工株式会社、株式会社山下組、和光紙器株式会社。

こういった形で、そういう取組をしているところをしっかりと啓発、宣伝もしていくということも、私は県の役割として非常に大事だと思っております、こういったものが現在あります。

例えば、この三重のサステナブル経営アワードをさらに充実させて、それぞれの部門別に表彰し、例えば脱炭素部門をつくるとか、あるいは新規の三

重脱炭素アワードというものを設立し、先ほどの企業でもそうですけれども、企業の先進的な、脱炭素の取組を表彰する制度をつくるなどして、企業の脱炭素の取組を促し、インセンティブを与えるようにしてはいかがかと考えますが、御所見をお聞かせください。

以上、御答弁をよろしく申し上げます。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） それでは、御答弁させていただきます。

地球温暖化が進行する中、脱炭素化の要請は高まっております、中小企業におきましても、サプライチェーンの構成員として、CO₂排出量の把握や削減を求められている動きがあるところでございます。

また、各企業においても、脱炭素化を推進することは、省エネ設備の導入による生産性の向上であったり、新たな製品、産業創出など、成長につながる可能性もあるところでございます。

このような中でございますが、中小企業からは、議員のほうからも少しお話がありましたけれども、脱炭素化は、必要性は理解するものの、具体的にどのように進めていこうかというのは分からないといったようなお声もお聞きするところでございます。

こうした状況を踏まえまして、県では、人材育成、関係部局や産学官連携での取組、また模範となる企業の表彰、先ほど御案内もいただきましたけれども、様々な取組支援を行っているところでございます。

具体的な取組でございますが、人材育成といたしましては、経営者や現場責任者を対象に、省エネ、CO₂削減を実践するため、連続講座を実施して、これまで3年間で78社、157名に御参加いただきました。

ここで学んだことを基に、各社で脱炭素化に取り組み、電力コストの削減や生産性向上など、経営改善につなげていただいております。

また、産学官連携といたしましては、環境共生局とも連携の上、企業と工業研究所の間で、これまで3年間に30件の共同研究を実施しており、脱炭素化に寄与する新製品も生まれております。

加えて、表彰制度でございますが、環境への配慮・脱炭素を含め、持続的な経営に必要な視点から模範となる企業を、三重のサステナブル経営アワードとして表彰するとともに、インセンティブとしてこれらの企業を対象とした有利な融資制度を設けておるところでございます。

このような、県内中小企業脱炭素化に向けた取組について、企業による県内大学での講義、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等各種媒体、イベント等で広くPRするなど、より情報発信を強化し、引き続き、そういったことを通じて脱炭素化に取り組む企業の裾野の拡大に努めていきたいと考えておるところでございます。

また、令和6年度におきましては、産学官の共同研究による新製品の試作開発に対する補助制度を新たに設けて、脱炭素化に取り組む意欲ある中小企業を後押ししていきたいと考えております。

今後も、中小企業が脱炭素化の潮流に乗り遅れることなく、チャンスと捉えて取り組めるよう、丁寧な支援に努め、脱炭素化と県内産業、経済の発展の両立を目指して取組を進めてまいりたいと考えております。

それと、あともう一つ御質問いただいた中身で、サステナブル経営アワードの中で、部門賞ですか、そんなところがというようなところで少し御提案もいただいたんですけども、このアワードは令和4年から2年目ということで、アワード自体は、四つの観点でそれを実践することで自社の付加価値向上と経営基盤の改善というのを目的としておりますので、その部分については今の形だと思いますけれども、その中で、例えば御案内のありました環境配慮とか脱炭素の取組でいいものがあれば、それを先ほどのようにしっかりPRするとか、そんな形で、こんな形で努力しておることが世の中で認めてもらえるようになる、そんな形でまずは進めさせていただきたいと思っておりますので、それを御答弁とさせていただきます。

[37番 稲垣昭義議員登壇]

○37番（稲垣昭義） いろいろ御答弁をいただきまして、今までも取組はいろいろしていただいておりますということですが、ただ中小企業から見ると、

脱炭素の取組というのは結構ハードルが高いというか、本当にこれやって何になるのというような話も聞きますし、私も何社か聞いてきたんですけども、やっぱり上場企業だと、投資を呼び込むってメリットはあるのかもしれませんが、そうじゃない場合はイメージだけにつながりがちだとか、あと壮大な数字遊びをさせられているようだというふうなことを担当されている中小企業の方が言われていました。やっているとそういう感じになるのかなと思っていて、やっぱりそこに、これをやることによって、どういったものがあるのかというのを描くことができないと、非常に難しいのかなと思っています。

そういう意味では、先ほどのサステナブル経営アワードもそうですけど、(現物を示す) こういった県政だよりとかで、県がしっかり、こういう企業はこういう取組していますよということを宣伝をするとか、あるいは、いろんな媒体を使ってそういうところへどんどん紹介していくとか、そういう役割をやっぱり県には担ってほしいなと思います。いろんな分野がありますので、総合的なのというのもそうなんですけど、これ今総合的につて四つの分野でということですけども、それぞれの部門賞を作ったほうが、企業としてもやりがいが出るんちゃうかなと思いますので、今そういった感じの答弁じゃなかったんですけど、ぜひ1度、このサステナブル経営アワードも始まったばかりですから、知事のほうでも1度考えていただいて、企業が、より、このことで表彰されているんだな、それをさらに発信してやる気につながるようなものにしていただきたいなと思います。

今、雇用経済部長に御答弁いただいたんですけども、環境生活部のほうで、脱炭素に向けた取組ということで、令和3年度から脱炭素経営支援事業に参加する企業というのを募集していただいていて、これまでずっと見ると約40社ぐらいが参加していただいておりますということなんです。

もう質問しませんけれども、これも先日の芳野議員の質問じゃないんですが、県のホームページを見ると、非常に分かりにくいんです。

この20社が、一応書いてあるんですけども、宣伝になっていないんです

ね、全く。こういう例えば、これでしたら、脱炭素経営支援事業を取り組む20社というようなタイトルがあって、ぼんと20社、ぱっと見て分かるように一覧表にするとか、この企業がどういったことで、そのことを今熱心に取り組んでおるのかというのは分かるようにするとか。やっぱりそういった工夫もしてあげるといいと思いますし、先ほどの経営アワードなんかも、それ用のホームページってないんですよね。なので、例えばそういうホームページを別で作って、今回5社表彰されましたということで宣伝するとか、後に言いますけどSNSとかも使いながら、またそういう発信をしていくことで、やっぱり県の発信というのはアクセス数は増えますから、そういった工夫もぜひ、芳野議員の質問じゃないですけど、ホームページの使い方を工夫するだけでも大分違うのかなと思いますので、あえてもうここでは質問にしますが、せっかくそういういい取組をさせていただいているので、その発信ということにも力を入れて、そしてまた分かりやすさ、一覧表で見られるというような形にぜひしていただきたいなと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは次に、介護人材の確保について議論をさせていただきます。

介護分野のみならず、県内のどの産業においても、人材確保は大きな課題となっています。

県として、来年度は人材確保対策課を新たに設置し、人材確保対策プランを進めていきたいと知事から説明いただきました。

喫緊の重要な課題ですので、期待したいと思います。

介護人材の確保に関しましては、令和5年7月に県内の1287法人に対して、介護人材確保に関する実態調査が行われました。この実態調査アンケートによりますと、職員の勤続年数は、1年未満が10.9%、1年以上3年未満が18.6%、3年以上5年未満が17.5%と、勤続年数が5年未満と短い職員が47%で約半分を占めています。

令和4年度に採用を行わなかった法人の採用していない理由は、募集しても応募がなかったため41.3%となっています。

また、法人の職員の過不足について、大いに不足が8.5%、不足が24.5%、やや不足が42.1%と、75.1%の法人が職員の不足を訴えています。

このような状況の中で、介護福祉分野の大きな課題は人材確保であると考え、私なりに3点提案をして、答弁を求めたいと思います。

1点目は、外国人人材の導入です。

四日市市でも、介護福祉施設の現場を視察しますと、ほとんどの施設で留学生や技能実習生、特定技能の外国人の力を借りています。

私も2度、インドネシアからの技能実習生採用の面接に立ち合わせていただきました。本当に優秀な人材が多くて、驚きました。

しかし、この県の実態調査によりますと、外国人人材受入れが可能なサービス形態を持つ法人309法人のうち、実際に外国人人材の導入をしている施設は78施設で25.2%とのことです。私の感覚よりかなり少ないといったイメージを受けました。

外国人を雇用するには、コミュニケーションや文化、生活習慣の違いを心配する声や、採用方法や受入れ制度が分からないといった声があるようです。

介護人材が不足している中、今後、これらの施設が持つ心配を解消し、制度の理解が深まるよう、県として、施設が外国人人材受入れを積極的に進められるよう支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

昨年12月に、インドネシア共和国の厚生省医療人材分野の責任者のオース局長をはじめ、厚生省幹部の方々と国立看護大学学長の計6名が三重県にお越しいただき、知事と正副議長に面会してもらいました。

インドネシアには国立看護大学が38校あり、日本の看護師や介護福祉士の国家資格を取るプロジェクトを国として推進しています。

今回の知事との面会で、国立看護大学への日本語学科導入に当たっての協力依頼、日本の看護・介護プログラムのベンチマーキング、本県の看護大学との連携などの協力依頼がなされました。

私は、インドネシア政府と三重県が保健医療分野での連携、様々な分野での人材交流の協定を結ぶことで、インドネシアの国立看護大学の介護、医療

分野の優秀な人材が本県に集まり、介護施設の人材確保にもつながると考えます。行政同士がつながりを深めることで、民間の活力が活性化すると考えますので、ぜひ県としても、このような具体的なインドネシア政府との協定を積極的に進めてほしいと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

2点目は、介護ロボット、ICTの導入です。

これに関しても、四日市市の介護福祉施設の現場を視察すると、重労働の部分を介護ロボットが担い、働き方の改革につながっていたり、ICTのシステムが人材不足を補っていたりと、様々な活用がなされています。

しかし、県の実態調査によりますと、介護ロボット、ICTを導入していますかとの問いに、導入している18.8%、導入途中である15.5%と、合計34.3%が導入されている一方、50.3%が導入する予定はないと回答されています。

導入しない理由としては、導入経費が高い、導入効果が不明という声が多く上がっています。

県はこれまで、介護ロボット、ICT導入の補助金を設けていますが、導入の効果を積極的に伝えることや、補助金のさらなる拡充などの取組が必要と考えます。

県として、施設における介護ロボット、ICTの導入状況をどのように捉えているのか。来年度、介護生産性向上総合相談センター（仮称）を設置したいとのことですが、今後どのような支援を考えているのか、御答弁をお願いします。

3点目は、規制緩和です。

これは国の制度によるところが大きいので、県独自でできることは限られておりますが、先日、日本経済新聞で、特別養護老人ホームをサービス付き高齢者向け住宅に一部転用した北海道モデルの取組が載っていました。

特別養護老人ホームの長期入居待機者問題が全国的に大きな問題になっていましたが、最近では、全国的に入居待機者の減少が続き、地域によっては、特別養護老人ホームに空室が出てきています。本県でも実際に、人材不足に

よってワンユニット閉めているといった話を聞くようになりました。

本県の令和4年度特別養護老人ホーム入所状況調査結果によりますと、特別養護老人ホーム全211施設を対象とした調査で、入所申込者は4711人となっています。令和3年度調査より512人減少しております。

今なお、入所待機者がいる状況ではありますので、新たな施設整備は必要との考えは理解できますが、施設をつくっても、そこで働く人材が確保できなければ、施設は稼働できません。人員配置基準などを考えると、北海道モデルのような取組も検討してもいいのではないかと考えます。

厚生労働省は、特別養護老人ホームからサービス付き高齢者向け住宅への転用について、都道府県の合意が得られれば、地域事情を踏まえた事例として認められるとしています。

中長期的な視点で考えると、特別養護老人ホームや介護施設も淘汰される時代になります。地域の介護サービスがよりよいものになるように、各施設の在り方を柔軟に制度改正、規制緩和していくことも必要であると考えます。

人材確保が困難な中、北海道モデルも含めた効果的な施設運営が可能なような規制緩和について検討すべきと考えますが、御答弁をお願いします。

以上、介護人材の確保に関しまして、3点の提案をさせていただきましたので、それぞれ御答弁をお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から先ほど御質問をいただきました脱炭素の取組、それからこの介護の取組、これ、これからある意味、成長分野という成長分野で必ず必要になってくるところだと考えています。

特に、脱炭素については、中小企業、いや、よう分からん。確かにそのとおりです。やらんでもええじゃないか。実はそんなことはなくて、ある中小企業の方と話したら、いや、今、若い人を採用しようとする、中小企業でもどんな取組しているんですかって必ず聞かれるんです。だから、やっていかないかん。

そういう意味では、県が支援をしなきゃいけないところっていうのは、

やっぱりあると思います。

この介護も同様でございます、御案内のように高齢化率、どんどん増えていきます。今、日本全体では、令和4年の数字でいくと29%ですが、三重県はちょっとそれより高く30.5%、そして2040年には37%を超えるとも言われています。介護の人材というのは、これからもますます必要になってきます。

そこで、議員から3点の提案をいただきました。

外国人材の導入、絶対必要です。

それから、介護ロボットについても、これ、県が今支援をしていますけれども、この支援の在り方についても考えていく、さらに強化していくような必要があるかもしれない。

それから、規制緩和でございますが、北海道とちょっと本県は状況が違います。これにつきましては、後ほど担当部長のほうから御答弁申し上げますけれども、いずれにしても規制緩和をしなきゃいけないところがあれば、国にお任せするというのも一つのやり方なんですけど、特区制度なんかも使えますので、そういう意味では、積極的に我々がやらなきゃいけない分野について、ちゅうちょすることなくやっていく必要があろうと思っております。

私のほうからは、議員から御質問いただきました2点についてお答えさせていただきます。

一つは、外国人材の導入に当たってインドネシアとの今後の交流でございます。

これ非常にありがたいことに、去年の12月に、議員から御紹介いただきまして、インドネシアの厚生省医療人材派遣局長からお話をいただきました。

インドネシアは日本と違いまして、非常に若い国であります。人口も、ASEANでナンバーワンでありますし、平均年齢は今29.7歳というふうに聞いております。非常に若い国で、まだこれから経済がどんどん伸びていく国でございます。

また、1人当たりのGDPも、シンガポールとブルネイという特殊な

ASEANの国を除きますと、第3位ということでございまして、経済的にも充実し始めている国でございます。

そういった国の人たちが、日本の介護を学びたいということでやってきていただけるのは、これは非常にありがたい話です。日本としては、あるいは三重県としては、介護人材が足りないということでございます。

議員から御紹介いただいたアンケートでございましてけれども、外国人材を採用している介護施設は25.2%、まだ3割に満たないんですけど、これから使いたいというところはどんどん増えていると聞いています。

私も年末に、介護業界の方とお話をしましたら、外国人材を呼び込んでくださいという話を聞きました。やっぱり行政が積極的にやっていかないかんという思いを強くしたところでございます。そういう意味では御紹介いただいたインドネシアの政府の方との話合いは非常に有意義であります。

来たいという国、政府がある。そして、欲しいという業界がある。ここを県はつなぐということが必要でありますし、逆に言うと、そこをつなげば、三重県の人たちは喜んでくれるということですので、これをやらなきゃいけません。

私のほうで、常にチェックをするってなかなか難しいところがございまして、医療保健部のほうでも今検討をしているところでございまして、議員からも御質問の中でお話ありましたけれども、人材確保の司令塔、これに4月にはつくることとなります。人材確保対策課というのが政策企画部にできまして、各部がどんな取組をしているのか、成果がどうやって上がっているのか、そういったことをきちんと御説明できるようにしていきたいと考えております。

いずれにしても、例えばインドネシア政府とは覚書の締結とか、これをやっていかなきゃいけないと思います。何でかって、介護人材は、国同士の奪い合いになっています。そう言われて、もう五、六年たつ、もっとたつかもしれません。

中国、韓国、給料を上げることによって、ASEANの国から介護人材に

来ていただいていると。日本もこれに遅れてはいけないということですから、日本で働きたい、三重県で働きたいということを言っている国があるということは、これチャンスでありますので、これをますます進めていきたいと思っています。

もう1点、外国人材を受け入れるときの介護施設、これの支援が必要ではないかと。

確かに、文化も違います。宗教も違います。インドネシアは、イスラム教の方が多いので、食事もハラール食が多いと聞いていますし、さらに申し上げますと、礼拝を必ずされる。そういった施設も必要であると思います。中小企業ですと、なかなかそこに対して資金をかけるということができないかもしれませんので、公的機関、我々が、あるいは市町もそうかもしれませんが、どんな形で応援できるか考えてまいりたいと思っております。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 介護人材の裾野を拡大するという取組では、外国人材の確保に向けた支援をさらに強化していく必要があると考えております。

県では、今まで、外国人留学生への奨学金ですとか、日本語教育等の集合研修に対して支援を行っているところですが、アンケート調査でもありましたとおり、県内の介護サービス事業所では外国人の受入れに関するノウハウがないことなどによりまして、雇用をちゅうちょするという事業所も少なくありません。

令和6年度の予算では、特定技能外国人を中心とした外国人介護人材の受入れを促進するため、介護サービス事業所向けに外国人受入れ制度等に関する説明会等を開催するなど、受入れにちゅうちょしている事業所等に関しまして一歩を踏み出すことに向けた、そういう支援を強化することとしております。

また、介護ロボット、ICT等、生産性向上に向けた取組ですが、介護現場の職員の負担軽減を図るためには、ロボットですとか、ICTの活

用が重要ですし、業務改善が必要だと考えております。

こうしたことから、令和6年度を取組としましては、御紹介もありましたが介護生産性向上総合相談センター（仮称）ですけれども、こちらを設置しまして、介護サービス事業者から寄せられる介護ロボットの導入等に関する相談対応、専門家の派遣、機器の展示、人材確保に関する事業、こういったことも連携しながら、現場の状況を十分把握して、生産性向上の取組を支援することとしております。

介護人材の不足解消に向けましては、介護職員の処遇改善の取組、あるいは介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発、研修事業の充実などが必要ですけれども、様々な施策を総動員して取り組んでまいります。

なお、施設の転用に関します北海道の事例ですけれども、圏域内の待機者がほぼいなくなったことに加えまして、将来の需要見込みでも特別養護老人ホームの定員数が超過する、こういったことを踏まえて、介護保険事業支援計画で特別養護老人ホームの定員数を減少させた上で、サービス付き高齢者向け住宅への転用を認めたものであると聞いております。

三重県では、いまだ待機者が解消されておらず、市町から新たな特別養護老人ホームの整備を要望いただいているところですので、現時点では、特別養護老人ホームの定員数を減らすということは困難であると考えております。

今後、北海道と同様の事象が生じた場合には、特別養護老人ホームの定員数を減らして、他施設へ転用することも可能になると考えております。

〔37番 稲垣昭義議員登壇〕

○37番（稲垣昭義） 御答弁いただきまして、今言われていた北海道モデルをそのままするのがいいということではなく、一つの事例の紹介というつもりでさせていただいたんですけど、今知事もお話しいただきましたように、特区とか、いろんな手法もあるということ。

私が申し上げたいのは、やはり、今、介護人材がいない中で、結構、制度でがちがちなところもあって、それがあから安全も確保されるし、そういうのも必要なんですけれども、そうは言っても、緩和できるところ、特に人

員の面のできるところはやっぱりそういった視点で見えていくというのも大事なのかなど。こういうルールだから、これだけのここに人を配置してくださいよというだけではなくて、今後、どういう形がいいのかという視点で、現場では必ずそういう声が上がっていると思いますので、県のほうもそういう視点で、ただこれは国で決まっているからこうなんですって言ってしまえば、もうそれで終わりなので、先ほど知事が言っていたみたいに、例えばそれが三重県モデルとして、こういったところは規制緩和していこうとか、そういった提案を特区を使ってやっていこうとか、そういう切り口で見るのと見ないのとで全然違うと思いますので、ぜひ今後そういう見方をさせていただきたいというのが1点です。

それから、外国人人材のところは、知事のほうから、インドネシア政府との覚書の締結もしていかなければいけないということで御答弁いただきました。ぜひ、準備もさせていただきたいと思います。

今回、本会議場で、私これ、一般質問は最後になるんですけど、この議会の一般質問をずっと見ていますと、例えば台湾の話が今日もありましたし、タイの話もありましたし、ベトナムの話もありましたし、今日、私、インドネシアの話もしているわけですけど、やっぱり海外との日本との関係というのが非常に大事ななど。それは、国だけではなくて、地方自治体が、地方政府がもうやっていく時代になっているんだろうなと思います。

逆に言うと、日本がそれだけ小さくなっているというか、日本がそれだけ他国に比べて、弱くなっているという言葉が適切じゃないかも分かりませんが、やっぱり外国の人たちの力も借り、外国の人たちと一緒にやっていかないと、この地域が維持できない、発展できない、そういう時代にもう入ってきているんだろうなと思います。

そう思うと、この県議会も、非常にそういったいろんな国との交流の話が、この議会でも出ていました。ぜひ、知事はもちろんそういう視点は持っていたいておと思うんですが、三重県と外国とのつながりというのを、これからも大事にしてほしいと思いますし、さらにそこから県政が発展し

ていくというつもりで取組をしていただきたいと思います。

そういう意味では、インドネシアとの覚書、しっかり交わしていただいて、介護人材、特に保健医療分野の人材の交流が、三重県が全国に発信して、そういうことが、取組がスタートするような、そんなことを期待したいと思います。

それでは次に、大きな三つ目ですけれども、副業を通じた官民交流と、県庁職員の人材確保、人材育成についてお尋ねします。

平成26年度から、企業が自治体に人材を派遣する地域活性化起業人制度が導入されました。

令和4年度、全国で368自治体が、252社から618人を受け入れています。

受入人数で見ると、本県は、北海道に続いての第2位で48人となっています。このうち、いなべ市が22人を受け入れており、自治体単体で受け入れた人数が最も多くなっています。

総務省は、民間起業の社員に地方自治体での副業を後押しするため、来年度から、この地域活性化起業人制度に副業型を新設するとされています。

本県では来年度、人材確保対策プランの中で、中小企業が首都圏や都市部に勤務するDX人材や、プロフェッショナル人材を副業、兼業にて活用することの促進や、南部地域における副業としての農林水産業の促進に新たに取組んでいきたいとされております。

これらの取組に加えて、新設される制度を利用して、県内の市町が民間企業の副業人材の登用を積極的に行うことができるよう支援すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

また、公務員の副業は原則として禁止されていますが、最近では部分的に副業を解禁する流れが見られます。

例えば長野県は、平成30年度から、地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度をスタートして、県職員が副業で活躍しています。令和4年度現在、29名の職員がこの制度を活用しているとのことです。

私は、県職員が地域に出て、民間企業で働くことから得る経験というのは、

人材育成として非常に貴重であると考えます。ぜひ、本県でもこのような県職員の副業に関しても取組を始めるべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

さらに、民間企業と同様に、新たな県職員の確保も大きな課題となっています。今年度から、通常の採用に加えて、民間企業から人材を中途採用することもスタートされました。デジタル関係と総合土木職を募集していましたが、今後、さらに職種を広めて、採用者数を増やしていくべきと考えます。

また、就職氷河期世代の採用や、他の行政職員経験者の採用など、採用形態を多様化してきましたが、今後さらに拡大すべきと考えます。

優秀な人材を確保するためには、知恵を出し、様々な採用方法に取り組むべきと考えます。県職員の人材確保についても御所見をお聞かせください。

また、人材育成という点で、もう1点お伺いします。

県土整備部の若手有志で若手勉強会を行い、毎年、正副議長と防災県土整備企業常任委員会に未来提言をいただいております。私は、このような取組は非常に重要と考え、10年後の三重県政を支える重要な人材育成につながっていると考えます。

このような取組が、県土整備部だけでなく、ぜひ、他の部局の若手職員にも広がればと期待したいところです。

毎年知事も、未来提言のプレゼンを聞いておられると思いますが、若手職員のこのような取組が発展するようバックアップしてほしいと考えます。ぜひこれに関しても御所見をお聞かせください。

以上、何点か申し上げましたが、御答弁をよろしく願いいたします。

〔清水英彦地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（清水英彦） 私からは、地域活性化起業人の活用について、御答弁申し上げます。

県内における地域活性化起業人の活用人数は年々増加しておりまして、先ほど議員からも御紹介がありましたように、令和4年度は、北海道に次いで全国で2番目に多い48人となっております。

ただ、受入れ市町数で見ますと、この制度を活用できる県内の市町は22市町あるんですが、活用していただいたのは12市町と、半分程度にとどまっている状況でございます。

県内市町に活用状況について少しお話をお聞かせいただきましたところ、当該制度を活用することで、民間企業で培われた専門知識や業務経験を有する即戦力となる人材を採用できるほか、外部の視点を事業に取り入れることができたり、企業のネットワークを活用することができる、こういったメリットがあるとの声をいただいております。

ただその一方で、市町側に民間人材を受け入れるノウハウが十分でなかったり、人材を派遣する企業との条件が折り合わない、こういったことにより、活用に至らない場合があるとも聞いております。

当該制度は、民間企業等の知見を活用し、地域活性化の取組を効果的、効率的に展開することができる有効な制度であると考えております。

令和6年度から、こちら先ほど議員から御紹介がありましたように、企業から社員を派遣する、いわゆる企業派遣型に加えまして、自治体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業型、こういった制度が新設されるなど、制度の拡充が図られます。

県としましては、これまでも市町に対し、制度の周知に努めてきたところでございますが、今後は、活用事例を県内市町に展開するために勉強会を開催するなど、制度の理解やノウハウの共有を図りまして、一層活用が進むよう、働きかけてまいりたいと考えております。

〔更屋英洋総務部長登壇〕

○総務部長（更屋英洋） それでは、私から3点、答弁させていただきます。

まず、県職員の副業に関してでございますが、職員は地方公務員法に基づき、営利企業等の業務に従事することが制限されておりますが、その一方で、人口減少に伴う労働力不足等を背景に、地方公務員も副業に従事することや地域貢献活動に参加することが期待されております。

職員にとっても、様々な活動経験を通じて視野を広げることができるなど、

人材育成にもつながるものと考えています。

これまでも、職員が許可を受けた上で、地域の観光案内人や、市町主催のイベントの講師、労働力不足のかんきつ農家の農作業などに従事した実績があります。

今後もより一層、職員の副業への従事や、地域貢献活動への参加の機会が増えるよう、許可制度の周知を図っていきたいと考えています。

次に、民間企業等からの中途採用でございますが、少子・高齢化、生産年齢人口の減少、あるいはデジタル社会の進展等により、行政に求められるニーズが複雑化・多様化している中で、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材を確保していく必要があると考えています。

加えて、県外の職務経験者の採用を積極的に推進することは、人口還流にも寄与すると考えています。

そのため、今年度、デジタルや総合土木の分野において、民間企業等職務経験者を対象とした採用試験を実施するとともに、国、都道府県、政令指定都市での行政実務経験を有する人材の採用選考も実施したところです。

来年度はさらに対象職種を拡充し、建築技師や薬剤師の民間企業等職務経験者の採用試験を実施することとしており、経験者採用の間口が広がるよう推進してまいります。

最後に、若手職員の勉強会の活動ですが、職員の人材育成においては、自ら主体的に成長しようとするのが重要であり、若手職員による勉強会やワーキンググループの活動は、まさに職員の意欲、能力の向上に資するものだと考えています。

今後も、所属の枠組みを超えて、県政課題の解決等に取り組むことができる場づくりや、そこで活躍する職員が増えていくように支援したいと考えています。

[37番 稲垣昭義議員登壇]

○37番（稲垣昭義） 御答弁いただきまして、県職員の副業については、制度の周知というか、今してもいいんだから、どんどんしてもいいよという周知

をするということなんですけど、恐らく、それではあんまりしないと思うんですよね。したらいけないと思っている価値観が出来上がっていると思うので、やっぱり積極的にやっていきましょうよというぐらいじゃないと広がらないと思いますので、ぜひ経験としても、私はやるべきだなと思っていますので、もし、部長もそう思っただいただいているのであれば、制度を周知するだけではなくて、ちょっと一遍行ってこいと、副業もやったらどうだというような声かけを、これ、知事が先頭に立ってかも分かりませんが、ぜひしていただきたいなと思いますし。

あと、人材の新規の採用については、間口も広めていただくということで、職種も拡大ということでしたので、私はこれからそういう時代かなと思っています。新卒でということも大事ですけども、人材確保していく面では、そういうの大事ですし、先日の舟橋議員との議論の中でも、たしか35歳から45歳の県職員が分布図でいうとすごく少ないという話もありましたので、やっぱり県職員の方の全体のバランスを見ても、その辺りの人材を中途採用という形ででも、いろんな民間の方から採っていくというのも大事かなと思いますので、ぜひそんなことも含めて力を入れていただきたいと思います。

1点、人材育成のところ、これ、ちょっと知事に提案も含めてなんですけど、先ほど、自発的に出てくるもので、非常に、そういうのがあるのは大事だということを言われました。

実は6月の代表質問のときに、知事と議論をさせていただいた中に、県民参加型予算の話がありまして、私は、討議デモクラシーって話をそのときにさせていただいて、民主主義ってのは討議で、みんなで議論しながらつくっていく、そしてキーワードは参加型だって話をそのときにさせていただいたと思うんですけども。県民の提案で、県職員の方たちで採用するような形になったので、やっぱり県民投票が要りますよって提案をしたところ、知事のほうで、県民投票の制度に戻していただきました。

できたら、そのときにもお話したんですが、その先、議論が要ると思っただけで、投票した後、県民と一緒に議論をする場というのが大事だなと

思っています。

ですので、ぜひその県民参加型予算の、さらにバージョンアップしたってイメージで申し上げますと、例えば県庁の若手職員と、その提案をしていただいた方とか、あるいはその投票していただいた方と政策議論をして、政策をつくり上げていくというような、そういったことが討議デモクラシーに私はつながっていくと思いますが、そんなこともぜひしていただければなと思っておりますが、ちょっと知事の御答弁をお願いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 私も20年ぐらい前ですかね、中部運輸局という国の出先の機関で、部長で働いていましたときに、若い人たちに議論をしてもらおうと、やっぱり組織が活性化していくためには、若い人たちの考え方、これをやっぱり取り入れていく必要もありますし、議論をもらおう、議員がおっしゃるように、議論をもらおうのはとっても大事だと思います。それをやったことを覚えています。

本省に戻りまして、鉄道局のときも若い人たちに議論をもらっています。それを予算に反映するようなやり方がないのかというのを考えました。自動車局でもそうですし、総合政策局の次長をしていましたときには、若い人に議論してもらい、それを大臣に提案してもらおうということをやらせていただいています。ですので、いずれもよかったですと思います。

県庁の県土整備部の若い人たちの議論、これ、いつも触発される、インスパイアされるところが多いです。

そういったことも必要ですし、先ほど議員がおっしゃったように、県民の皆さんが県の予算をどういうふうにしたいのか、こういう提案をされる。これを受けて、今回、令和6年度予算では議員の提案を受けまして、県民の皆さんの投票といいますか、どういう予算にしたいのかという制度、元に戻したところも一部ございます。

その上で、若手の人たちと議論をしていく場、これができれば、さらによいと思いますので、ただ、今、若い人らがめっちゃくちゃ忙しいのも事実でありまして、時間が取れるかどうか。ただそれを超える効果は恐らくあると思

いますので、より効果的なやり方というのを考えていきたいと思います。

[37番 稲垣昭義議員登壇]

○37番（稲垣昭義） ぜひ一度、検討もしていただきたいと思います。

今朝の日本経済新聞を見ていましたら、霞が関も職員が減っていくので、若手の職員が辞めていくというので、その対策で、政策談義をやるというのが記事に載っていました。

やっぱり若手が自分たちの思いをしっかり議論して、そして形になっていく、政策になっていくというのは非常にやりがいにもつながるし、成長につながると思います。

県の職員がたくさん辞めていっているとは思いませんけれども、霞が関はそういった若手の人たちが辞めていくことを、そういったことで防止していく意味も含めて、若手の政策談義が今始まっていますよというようなことが載っていましたので、そういうことも含めて、県ではぜひ若手のそういった議論を大事にしていただきたいと思いますし、県民参加型予算にその討議を加えていただくというのも、ぜひ御検討いただけたらと思います。

それでは、最後の四つ目に参ります。

SNSの積極的な活用についてお尋ねします。

旧ツイッターでありますXや、インスタグラム、フェイスブック、ユーチューブなど、SNSに関しては、炎上や情報リテラシーの問題など、利用に当たっての注意は必要ですが、今では避けて通れない情報発信、情報共有、交流のツールとなっています。

本県では、調べてみますと、三重県職員のソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、各部において183のSNSアカウントがあります。内訳は、インスタグラム47件、X45件、フェイスブック41件、ユーチューブ30件、LINE14件などとなっています。

思ったより多くの三重県公式ソーシャルメディアがあるなど私は感じましたが、ざっと見させていただきますと、フォロワー数が2桁とかなり少ないものや、何年も更新されていないものも見られます。

Xでは、ミジュマルがフォロワー1万5000人と、一番多いようです。

また観光部のインスタグラムやフェイスブックでは、スペイン語、タイ語、ドイツ語、フランス語、韓国語などでの発信があり、工夫もしていただいているようです。

SNSは、世界に向けて発信できることや、価値観が合うコミュニティを作ることや、双方向で情報共有が図られるなど、使い方によっては大きな効果を生みます。フォロワー数が多ければいいというものではありませんが、やはり、広聴広報機能としては、多くの方に見ていただくことはとても重要なことです。

今後、フォロワー数を増やすことも重要視していただき、また手間ではありますが、コメントに対する返信をするなど、SNSの活用をさらに積極的に行っていただきたいと考えますが、御答弁をお願いします。

また、残念ながら、知事は全くSNSでの発信をされていません。Xのアカウントはあるようですが、先ほど確認しましたら、フォロワーは1746人、令和3年9月13日以降、更新がされていません。

知事選挙のときに事務局が開設し発信してきたもので、放置されているような気がいたします。トップセールスという意味では、知事の発信というのは非常に大きな効果があると考えます。

また、1月の能登半島の地震のとき、石川県の馳知事のXのアクセス数は、かなりの数でした。

熊本地震のとき、大西熊本市長の日々のXでの発信が、正確な情報共有と市民の安心感につながったと聞いております。

災害時のXの拡散効果は、ほかのSNSの中でもずば抜けています。これは、災害が起こったら、そのときに発信すればいいというのではなく、日頃から発信をして、フォロワーの数が多いたことが拡散効果につながります。

私は、知事は少なくとも、Xはやるべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

以上、御答弁をお願いします。

〔更屋英洋総務部長登壇〕

○総務部長（更屋英洋） では、SNSの積極的な活用について御答弁いたします。

スマートフォンの普及により多くの方が利用するSNSは、タイムリーに情報を発信でき、共有や拡散もされやすいことから、県政情報発信のための非常に有効な媒体と考えております。

県では情報の正確性を期すとともに、法令等に違反することなく、その特性やリスクを踏まえて、SNSを活用できるガイドラインを策定し、各部局はそのガイドラインに基づき、SNSを通じて各事業の内容やイベント情報を広く県民の皆さんに提供しております。

先ほど御紹介がありましたように、現在、全庁的には、インスタグラム、X、フェイスブックなど183件の公式SNSが運用されていますが、事業の目的や対象の違いから、アカウントによっては投稿頻度やフォロワー数、リアクション数が異なる場合があるほか、一部には更新頻度が低いものも見受けられます。

このため、今年度は、投稿を見てもらいやすいよう、写真家を招いてSNS映えする具体的な写真撮影講座を開催したほか、見た方に伝わりやすいよう、軟らかくコンパクトな表現や絵文字も活用するなど、情報発信をより効果的に行うための支援をしてまいりました。

今後も、各部局と連携し、SNSによる生活に必要な情報の発信や、三重が誇る多様な魅力のプロモーションスキルを向上するための研修会を開催するとともに、庁内や他団体の優良事例をガイドラインにまとめて共有し、情報発信が積極的に行われるよう取り組んでまいります。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） SNSの活用であります。私、個人的にはなかなか苦手なところでありまして、国の行政官でおりましたときは、基本はやっぱりあんまりしないほうがいいと言われていました。

それは、やっぱり組織でそういうふうな決定がありまして、それぞれが発

信をすることによって、あまりよい結果を招かないこともあると言われていました。

SNSには功罪があると思います。例えば海外出張、これ大事なことですけれども、行ったときに、その料理だけ上げるとか、あるいは観光地の写真だけ上げて炎上するとかいうのもあると思うんです。それはよく分かりません。

ただ、議員がおっしゃるように、災害時とか、有用な情報を出していくというのは、とても大事なことであります。私も海上保安庁で勤務しておりましたときに、熊本地震のときですが、熊本の国会議員の方が海上保安庁の情報をリツイートしていただいて、多くの方が、それを見ることができたのも事実であります。

知事をやらせていただいていますと、時間がないのも事実でありまして、なかなかSNSを持続的にやるというのは難しいと。

ただ、災害のときに、知事の発信って物すごく重要なのはよく分かります。これ、また担当部とも話をしていかなきゃいけないんですけど、担当部はSNSを持っています。そこで、私が直接県民の皆さんに語りかけるというようなことをやってはどうかとか、効果的な、一旦私が開いても、3か月も出してなかったら逆効果になってしまうかもしれませんので、またこれ、議員とも御示唆もいただきながら、よいやり方を考えてまいりたいと思います。

[37番 稲垣昭義議員登壇]

○37番（稲垣昭義） SNSの発信は、今、総務部長のほうから答弁いただきましたように、ちょっといろいろ工夫もして、これからさらに活用いただきたいと思います。

知事は、多分嫌がっているんだろうなと思ってしまして、そんな答弁だろうなと思っていたんですが、災害のときだけ発信しても意味がないし、あと、ほかの部署の、例えば防災対策部のアカウントで知事の名前で発信しても意味がないんですよ。

やっぱり知事がふだんからやっていることというのが拡散の力にもなりま

すし、知事が何食べておったかというのにも興味があるんです。そういうことも、人となりも含めてやるという意味で、忙しいというのは言い訳なので、多くのやっている方はいます。自治体のトップの方でも。その方たち、効果的に使っている方もたくさんいますので、国の役人だったときはそうかも分からないですけど、知事はやっぱり政治家ですから、政治家として人となりも含めて、発信をする。

そしていざというときに、知事の発信力、そして知事のリーダーシップ、そういったもので、県民を引っ張っていく、そういったもののツールとして、もう今では、SNSは必要不可欠なものだと思いますので、ぜひ活用をしていただきたい。そのこともお願いを申し上げまして、時間が来ましたので、質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

議 案 審 議

○副議長（杉本熊野） 日程第2、議案第61号から議案第86号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○副議長（杉本熊野） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第86号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉本熊野） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
77	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
78	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
79	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
80	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
82	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
83	三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例案
84	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
61	令和5年度三重県一般会計補正予算（第10号）
62	令和5年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
63	令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）

64	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
65	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第3号)
66	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第3号)
67	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)
68	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
69	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
70	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
71	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第3号)
72	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
73	令和5年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)
74	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
75	令和5年度三重県病院事業会計補正予算(第3号)
76	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第5号)
81	三重県県税条例の一部を改正する条例案
85	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
86	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○副議長(杉本熊野) これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（杉本熊野） お諮りいたします。明7日から21日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉本熊野） 御異議なしと認め、明7日から21日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月22日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（杉本熊野） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時12分散会